

2020 年度 卒業論文

岐阜県中津川市加子母地区における文化財のための森づくりに関する研究

A Study on Forestation for Cultural Properties
in Kashimo District, Nakatsugawa City, Gifu Prefecture

指導教員

名古屋工業大学 社会工学科

藤岡伸子 教授

社会工学科 建築・デザイン分野

建築系プログラム

2017 年度入学 29115013

金子 真大

2020 年 12 月 9 日 提出

目次

第1章 序論	
1.1 研究の背景と目的	2
1.2 既往研究	4
1.3 研究の流れ	8
1.4 本論文の構成	9
第2章 木造の文化財建造物の修復に用いられる木材の概要と現状	
2.1 本章の目的	12
2.2 木造の文化財建造物の修復に用いられる木材の概要	13
2.3 木造の文化財建造物の修復に用いられる木材の現状	15
2.4 小結	18
第3章 加子母の概要と山林整備の歴史	
3.1 本章の目的	21
3.2 岐阜県中津川市加子母地区の概要	
3.2.1 地理と人口	22
3.2.2 歴史	24
3.2.3 産業	25
3.2.4 組織	26
3.3 加子母の山林整備の歴史	28
3.4 小結	33
第4章 全国での文化財のための森づくり事業	
4.1 本章の目的	36
4.2 全国の文化財のための森づくり事業の現状	37
4.2.1 「古事の森」	38
4.2.2 「ふるさと文化財の森」	39
4.2.3 「『文化材』創造プロジェクト」	42
4.3 小結	48
第5章 加子母における文化財のための森づくりにおける現状と意識	
5.1 本章の目的	51
5.2 調査概要	52
5.3 現在の森の現状	53

5.4	関係者の文化財のための森づくりへの意識	70
5.4.1	加子母の特色	72
5.4.2	課題点	77
5.4.3	展望	80
5.4.4	新たな施業の可能性	83
5.5	小結	85
第6章 結論		
6.1	総括	88
6.2	今後の展望	89
	参考文献	91
	謝辞	
	資料編	

第 1 章 序論

1.1 研究の背景と目的

日本には法隆寺や薬師寺を代表とする、国内の森林資源を用いた木造の文化財建造物が数多く存在する。これらは風雨にさらされたことによる風蝕や腐朽、地震や台風などの災害による破損などを定期的に修復することで、後世へと継承されていく。そのため全国では毎年 240 棟以上の修復が行われている¹。しかし、昭和 51 年に再建された薬師寺金堂に台湾ヒノキが用いられた²ように、国内では良質な木材を供給することができず、海外材を用いるが増えている。また、その海外材も伐採や輸出の制限により入手が困難になっている。

この状況の中で、文化財に用いることのできる良質な木材を確保することを目標に掲げた森づくりとして「古事の森」³などの国の事業が平成 14 年に開始され、その後も民間による「『文化材』創造プロジェクト」⁴が平成 20 年に開始されるなど、官民の双方で文化財のための森づくりへの関心が高まり、その必要性を発信している。

岐阜県中津川市加子母地区は地域の 94% を森林が占め、江戸時代の山守から始まった森林整備により育ててきた「木曾ヒノキ備林」を有し、地域の誇りとしている。また、明治 42 年に初代村長が行った、多くの村民に山の恩恵を与えるため、村有林を民間へ廉価で払い下げる「千坪割」によって、現在でも全世帯の 90% が小規模な森林を所有している。令和 1 年には、その小規模民間林から名古屋城天守閣再建のために、高品位材を相応の額で提供した実績があり、地域を挙げて木遣を交えた奉祝際を行うなど、大きく広報された。

しかし、加子母の民間林では文化財のための森づくりが選択肢になっていない。また、文化財のための森づくりに関する関係者の考えや将来的な展望をまとめた資料は見られない。そのため森づくり関係者の間でも意識の共有が十分にされていない。

本研究は、文化財の修復に用いることのできる良質な木材を育てる森を有する地域の一つとして、岐阜県中津川市加子母地区を取り上げ、文献と関係者へ聞き取りを基に、加子母のこれまでの森づくりにおける方法論や実践について整理するとともに、これからの森づくりに対しての新たな選択肢を与えることを目的とする。

1.2 既往研究

CiNii Articles（国立情報学研究所論文情報ナビゲーター <http://ci.nii.ac.jp/>）を始めとした学術検索エンジンから、キーワード「文化財 建造物」と「森林」「資源」の組み合わせで検索し、その中から森林資源の管理、確保について、植物性資材のうち、屋根葺き材などを除いた木材（特に大径材、高品位材など）に言及しているものを抽出した。また、加子母の森づくりに関する既往研究として「加子母」と「森」「山」の組み合わせで検索し、森づくりに言及しているものを抽出した。次頁に、抽出した計9件の既往研究を表 1.2-1 に示し、内容を整理する。

表 1.2-1 既往研究一覧

番号	タイトル	著者	収録誌	掲載年	発行者・出版社
1	「木の文化」を未来につなぐ為の森林資源管理	山本博一、伊藤延男、清水真一、村田健一、後藤治、飛山龍一、足本裕子、トリフコピッチ・スタンコ	日本林学会大会発表データベース 115 巻 第 115 回日本林学会大会 セッション ID P2050 https://doi.org/10.11519/jfs.115.0.P2050.0	2004 年	日本林学会
2	木造文化財建造物を維持するための森林資源管理	山本博一	FORMATH 5 巻	2006 年	FORMATH 研究学会
3	歴史的木造建造物に要求される大径長大材に必要な森林資源の現状 - 木曽ヒノキ天然林の事例 -	佐藤樹里、山本博一	日本森林学会大会発表データベース 124 巻 第 124 回日本森林学会大会 セッション ID L12 https://doi.org/10.11519/jfsc.124.0.293.0	2013 年	日本森林学会
4	木造の文化財建造物を支える森林づくり	飛山龍一	森林技術 No.851 2013 年 2 月号	2013 年	日本森林技術協会
5	現状解説 文化財建造物の修理用資材の確保に向けて - これまでの取り組みと今後の課題 -	文化庁参事官 (建造物担当) 上野勝久	月刊文化財 No.638 2016 年 11 月号	2016 年	第一法規
6	文化財建造物の保存を支える森林資源 - 植物性資材の確保とふるさと文化財の森の現在 -		森林技術 No.917 2018 年 8 月号	2018 年	日本森林技術協会
7	「美林萬世之不滅」の山づくり	天野礼子	森林組合 No.436 2006 年 10 月号	2006 年	全国森林組合連合会
8	宝暦期における尾張藩の御材木仕出と「三浦・三ヶ村御山守」 - 濃州三ヶ村の森林コントロールとの関連から -	太田尚宏	徳川林政史研究所研究紀要 第 52 号	2018 年	徳川林政史研究所
9	尾張藩の造林政策と「三浦・三ヶ村御山守」	芳賀和樹	徳川林政史研究所研究紀要 第 53 号	2019 年	徳川林政史研究所

既往研究のうち、番号 [1,2,3] は文化財建造物の修復に用いられた木材の解析を行い、規格や需要量などを調査している。番号 [1] は檜皮採取が立木のヒノキへ与える影響と、昭和 51 年から 61 年までに行われた文化財建造物の解体修理や、半解体修理の 65 件の実績報告書から使用された木材を解析、及び法隆寺を対象とした主要部材 27 点と収蔵庫内の古材 13 点についての規格、品質の調査を行っている。番号 [2] は修理報告書の解析から修理用資材の年間需要量の予測をし、全国の森林資源の現状と合わせることから見えてくる課題について、制度面の検討を行なっている。番号 [3] はヒノキの大径長大材の情報から立木規格の推定を行い、木曾地域の天然林を対象とした大径長大材に適用可能な森林資源の把握と成長量の解明を行っている。いずれも文化財建造物の修理用資材の規格や需要量に関する調査から、今後の森林資源について不足が考えられるという結論に至っているが、その解決につながる森づくりについての言及は見られなかった。

次に、番号 [4,5,6] は文化財のための森づくりに関する取り組みなどについて述べている。番号 [4] は文化財のための森づくりに関して、「民間」、「社寺」、「自治体」、「文化庁」、「林野庁」の 5 つが行っているそれぞれの取り組みの概要、相続税などの制度改正の概要、流通や加工に関わる人材面の課題、の 3 点について述べているが、取り組みの実態などに詳しい言及はない。番号 [5,6] は文化財建造物の修理用資材の確保に向けて、文化庁によって開始された「ふるさと文化財の森システム推進事業」について、これまでの取り組みと今後の展望について述べている。

最後に、番号 [7,8,9] は加子母におけるこれまでの森づくりについて述べている。番号 [7] は加子母森林組合について、これまでの取り組みや、他の森林組合との差異を述べている。番号 [8,9] は加子母を含む裏木曾三ヶ村で、江戸時代に行われた山守による山林整備について、古文書などの資料から当時の様子を解明、検討を行っている。

以上のように既往研究では、現在の加子母における文化財の森づくりに言及した文献は確認できなかった。本研究は、全国の文化財のための森づくりの現状、加子母における森づくりの現状と関係者の文化財のための森づくりに対する意識を調査することで、加子母の民間林において文化財のための森づくりが森づくりの選択肢になり得ることを明らかにする新たな研究であると考えられる。

1.3 研究の流れ

本研究は、加子母における文化財のための森づくりの実態と、関係者間で十分に共有できていない意識を明らかにする。まず、文献調査により木造の文化財建造物の修復に使われる木材の現状を調査する。次に、文献調査により加子母のこれまでの森づくりの歴史について調査する。また、全国の文化財のための森づくりについて文献及びアンケートによる調査を行う。最後に、加子母の現在の森づくりについて文献と聞き取りによる調査を行い、その聞き取りを基に文化財のための森づくりについての意識を整理し、まとめる。以下に研究の流れと本論文の構成の対応関係を示す。

基礎調査	・木造の文化財建造物の修復に使われる木材の現状	・文献調査	・第2章
	・加子母のこれまでの森づくりの歴史	・文献調査	・第3章
実態調査	・全国における文化財のための森づくりの実態	・文献調査 ・アンケート調査	・第4章
	・加子母における森づくりの現状	・文献調査 ・聞き取り調査	・第5章
意識調査	・加子母における文化財のための森づくりへの意識	・聞き取り調査	・第5章
まとめ	・加子母における文化財のための森づくりへの課題、展望の整理		・第6章

図 1.3-1 研究の流れと本論文の対応関係

1.4 本論文の構成

本論文の構成を以下に示す。

< 第1章 >

本論文の背景と目的、研究の流れについて述べる。

< 第2章 >

木造の文化財建造物の修復に用いられる木材の現状について述べる。

< 第3章 >

加子母の概要と山林整備の歴史について述べる。

< 第4章 >

全国で文化財のための森づくりを行っている事業について述べる。

< 第5章 >

加子母における森づくりの現状を文献と聞き取り調査を基に述べ、次に文化財のための森づくりについての意識を聞き取り調査に基づき述べる。

< 第6章 >

本研究の総括と今後の課題と展望について述べる。

第1章註

1. 山本博一「木造文化財建造物を維持するための森林資源管理」『FORMATH』（FORMATH 研究学会 2006）
2. 小原二郎「日本人と木の文化」（朝日新聞社 1984）186.
3. 立松和平によって提唱され、林野庁によって平成14年に始まった、超長伐期の森づくりを目指す事業。
4. 「文化遺産を未来につなぐ森づくりの為の有識者会議」によって平成20年に始まった、文化財のための森づくりを行っている事業者、個人の森を登録する事業。

第2章 木造の文化財建造物の修復に用いられる木材の概要と現状

2.1 本章の目的

本章では、はじめに木造の文化財建造物の修復に用いられる木材の概要と現状について述べ、文化財に用いることができる木材の現状を明らかにする。

2.2 木造の文化財建造物の修復に用いられる木材の概要

文化財保護法に基づき、国宝・重要文化財に指定されている建造物は令和2年11月1日時点で5122棟が登録されており¹、加えて都道府県や市町村に指定・選定されている文化財建造物は17077棟に達する²。これ以外にも登録文化財などが存在するため、その数は膨大である。また、その大半は木造建造物であり、その修復は毎年240件以上行われている³。

日本における文化財制度の歴史は明治から始まる。明治維新による急激な変革の最中に布告された「神仏分離令」が原因で引き起こされた廃仏毀釈によって、寺院などに所蔵される仏像や文化的価値のあるものが破壊や廃棄、あるいは古物商へと流出することになった。そのような文化的価値のあるものに対する危機感から、明治4年に古器旧物の目録や所蔵人の詳細なリストの作成・提出を命じる「古器旧物保存方」が定められた。明治13年頃からは古社寺に対する維持基金として保存金が政府から公布されるようになり、明治30年に古社寺の建造物と宝物類の保存を目的とした「古社寺保存法」が定められ、現在の制度へとつながる文化財の指定と修復が行われるようになった。その後、古社寺のみならず国や地方公共団体、私人が所有するものにまで範囲を広げた「国宝保存法」が昭和4年に定められた⁴。

戦後、その混乱と動揺の中では廃仏毀釈の際と同様に、文化財に対しても多大な影響があり、荒廃したまま放置するか、売却せざるを得ないものが続出する事態となった。そのような状況の中、昭和24年1月の法隆寺金堂の炎上から始まり、2月の愛媛県の松山城、6月の北海道の福山城、翌年2月の千葉県の上野国分寺本堂、7月の金閣寺と、立て続けに国宝建造物5件の火災が発生した。特に法隆寺金堂の火災は国民に大きな衝撃を与え、文化財保護のための十分な施策を求める世論が高まった。それによって以前から進められていた文化財に関する法律改正の議論が推し進められ、昭和25年に「文化財保護法」が定められ、6度の改正を経て現在に至る⁵。

文化財建造物の修復も明治30年頃から本格的に行われるようになり、以前

の姿や形へ戻すことに力を入れていた。しかし、当初は修理用資材については特に規則などは設けられていなかった。木造の文化財建造物の修理用資材については、UNESCO（国際連合教育科学文化機関）の協力機関である ICOMOS（国際記念物遺跡会議）が 1999 年に総会で採択した「歴史的木造建造物保存のための原則」のなかで、「新規の部材又は部材の部分は、取り替えられる部材と同一の品質を持つ同一の樹種の木材で作るべきである」「工作技能及び建築技術は、仕上げ用の道具や機械の使用を含めて当初使われたものに対応すべきである」と記述したものが「同樹種・同品質・同技術」という原則について言及した最初のものである。この採択以降、日本では木造の文化財建造物の修復の際の基本原則として「同樹種・同品質・同技術」に則って行うようになった⁶。

2.3 木造の文化財建造物の修復に用いられる木材の現状

文化財建造物や歴史的・文化的価値のある建造物に関して、修復・再建の際に修理工事報告書を作成するが、木材の調達先まで記述されることはほとんどない。そのため、海外材を用いた建造物の数を把握することは困難である。ここでは、歴史的・文化的価値のある建造物や、その木材に関する文献を中心とした調査によって得た、海外材を用いた歴史的・文化的価値のある建造物の修復・再建の事例について、次頁の表 2.3-1 にまとめる。

表 2.3-1 歴史的・文化的価値のある建造物の修復・再建に海外材を用いた事例

番号	建造物名	使用された樹種	輸入先	出典
1	奈良法輪寺 三重塔	台湾ヒノキ	台湾	小原二郎「日本人と木の文化」(朝日新聞社 1984) 186.
2	薬師寺 金堂	台湾ヒノキ	台湾	同上
3	薬師寺 西塔	台湾ヒノキ	台湾	同上
4	薬師寺 中門	台湾ヒノキ	台湾	同上
5	天理教高安大教会 神殿	台湾ヒノキ	台湾	同上
6	北海道神社	台湾ヒノキ	台湾	同上
7	京都平安神宮 本殿	台湾ヒノキ	台湾	同上
8	明治神宮 一の鳥居	台湾ヒノキ	台湾	同上
9	国立能楽堂	台湾ヒノキ	台湾	同上
10	東大寺 大仏殿	台湾ヒノキ	台湾	西岡常一、小原二郎「法隆寺を支えた木〔改版〕」(NHK 出版 2019) 231.
11	法隆寺 東院 手水舎	台湾ヒノキ	台湾	西岡常一「木に学べー法隆寺・薬師寺の美ー」(株式会社小学館 2003) 136.
12	靖国神社 神門	台湾ヒノキ	台湾	佐藤樹里、山本博一、巽登志夫「木造建造物文化財における台湾檜利用に関する研究」 『日本森林学会関東森林研究 No.59』(日本森林学会関東支部 2018)
13	皇居 平川橋	台湾ヒノキ	台湾	同上
14	興福寺 中金堂	ケヤキ	カメルーン	JR 東海. "再建の要は「柱」。20 年を要した木材の調達". うましうるわし奈良.2020-12-03. https://nara.jp/campaign/kofukujij2019/history/episode03.html (閲覧日 2020-06-03)

表 2.3-1 に挙げた事例のように、薬師寺や東大寺などの国内を代表とする歴史的・文化的価値のある建造物に海外材が用いられていることがわかる。

木造の歴史的・文化的価値のある建造物の修復に使われる木材、特に大径材や高品位材、ケヤキやクリなどの広葉樹は戦前から戦後にかけて大量に伐採されたために、国内での良材の確保は難しくなった。一方で、輸入自由化によって米ツガや台湾ヒノキなどが安価に入手できるようになったため、文化財の修復・再建にもこれらの海外材がよく使われるようになり、特に大径材で良質な台湾ヒノキは重宝されるようになった。しかし、台湾ヒノキも、大量伐採による山地被害や資源の枯渇が危惧され、次第に伐採を制限され、平成 4 年には台湾の国有林の天然林が禁伐となり、入手が困難になった⁷。

文化財に用いることのできる森林資源について、小原二郎は昭和 35 年頃の話として、以下のように述べている。

林野庁幹部の会合が奈良で開かれ、たまたま私が東大寺を案内した。南大門をくぐる時、もしこの南大門が焼けたら、果たして国産材で再建できるか、という話が出た。全国の営林局長が集まっていたが、結論は望みなしということであった。東大寺の一つの門ですら、林野庁を挙げて努力しても用材は集まらないというのである⁸。

また、平成 18 年には山本博一が、以下のように述べている。

文化財の修理技術者に対する緊急アンケート調査では、80%がこれまでに必要な材の入手ができなかったため他の材で代用せざるを得なかった経験を持ち、このような状況は約 25 年前から顕著になり、年々徐々に深刻になって現在に至っていることが分かる⁹。

2.4 小結

歴史的・文化的価値のある建造物の修復や再建に用いる木材は、以前から国内で不足しており、海外材に頼っていたが、その海外材も伐採制限がかけられるなどの理由から現在は入手が困難であるとともに、今後も不足が続くと考えられる。

第2章註

1. 文化庁 ." 文化財指定等の件数 ". 文化庁 .2020-11-02.
<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/shitei.html> (閲覧日 2020-11-04)
2. 文化庁 ." 都道府県・市町村指定等文化財の件数 ". 文化庁 .2020-09-02.
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/chiho_shitei/kensu.html (閲覧日 2020-11-04)
3. 山本博一「木造文化財建造物を維持するための森林資源管理」『FORMATH』(FORMATH 研究学会 2006)
4. 文化庁 ." 第四節 文化財保護 ". 文化庁 .2019-11-15.
https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317734.htm (閲覧日 2020-11-04)
5. 文化庁 ." 一 文化財保護の法的整備 ". 文化庁 .2019-11-15.
https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317870.htm (閲覧日 2020-11-04)
6. 鳴海祥博「木造建造物の修理と修理用資材」『月刊文化財 No.638』(第一法規 2016) 29.
7. 同上 P28.
8. 小原二郎「日本人と木の文化」(朝日新聞社 1984) 186.
9. 山本博一 前掲

第3章 加子母の概要と森林整備の歴史

3.1 本章の目的

本章では、はじめに岐阜県中津川市加子母地区について基本情報を述べ、次に加子母における森林整備の歴史を整理し述べることで、加子母の歴史的、文化的背景を示す。

3.2 岐阜県中津川市加子母地区の概要

3.2.1 地理と人口

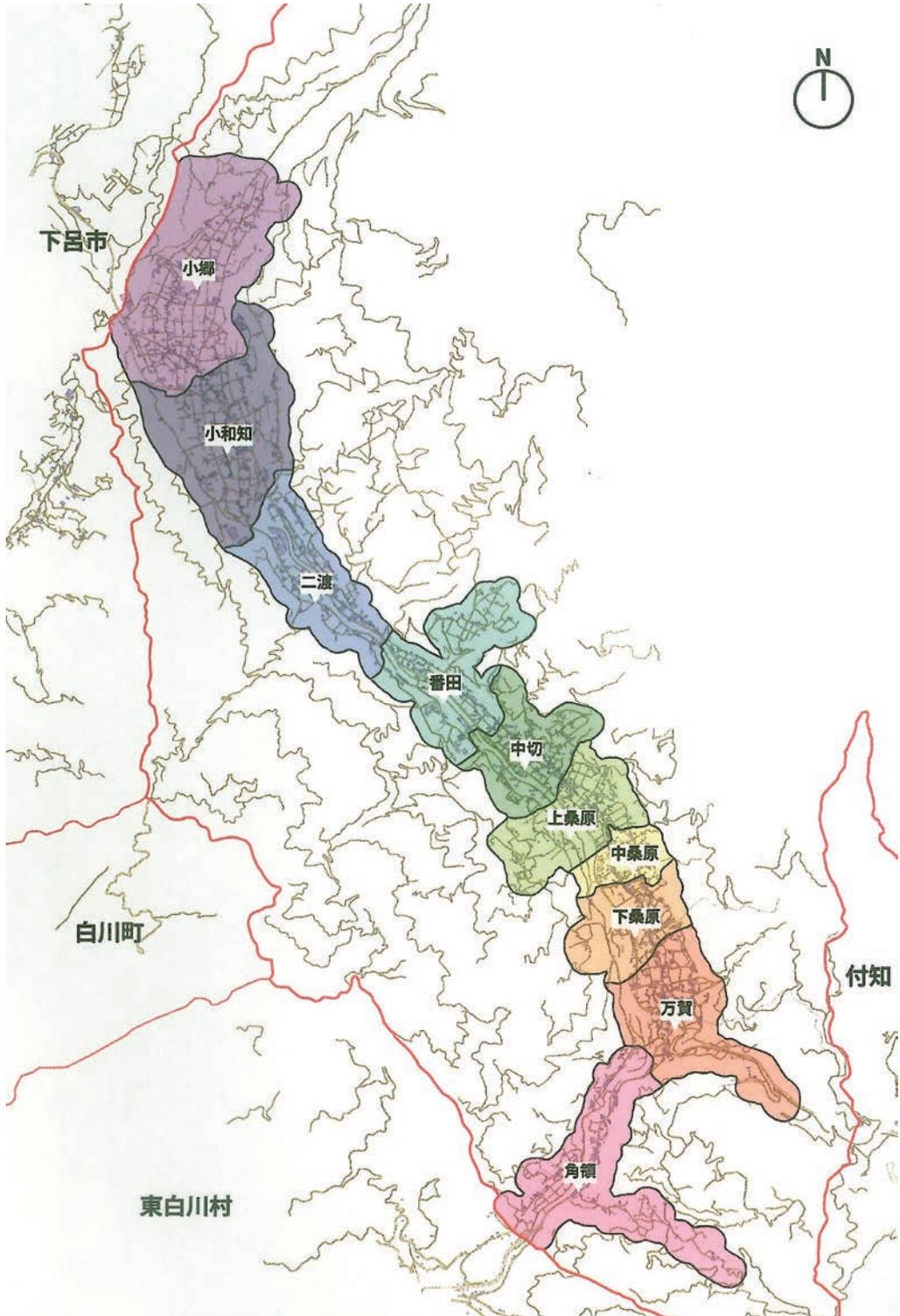
中津川市は岐阜県東部の多治見市・土岐市・瑞浪市・恵那市とともに東濃地域に属する。加子母はその中でも北端、長野県との県境に位置する中山間地域である（図 3.2.1-1）。中津川市に合併される前の加子母村であった時には、同じく現中津川市北部に位置する付知村・川上村と合わせて「裏木曾三ヶ村」と呼ばれていた（図 3.2.1-2）。人口は令和 2 年 1 月 1 日現在 2838 人、世帯数は 985 世帯であり、面積は 114.16 km²、その 94% を森林が占めている¹。加子母の生活圏は、北東部に連なる標高 1500m を超える阿寺山地と西部に広がる東美濃高原に挟まれた南北に長い形状をしており、その中心を北部にある標高 1982m の小秀山を水源とする白川（加子母川）が流れている。また、加子母は北から小郷・小和知・二渡・番田・中切・上桑原・中桑原・下桑原・万賀・角領の全 10 区に分かれ、北の 5 区を上半郷、南の 5 区を下半郷としている（図 3.2.1-3）。



図 3.2.1-1 岐阜県内における加子母の位置関係



図 3.2.1-2 東濃地方の裏木曾三ヶ村の位置関係



3.2.2 歴史

以下の文献を基に加子母の歴史について述べる（表 3.2.2-1）。

表 3.2.2-1 加子母の歴史の参考文献

書名	著者・編集	発行者	発行年
加子母村誌	加子母村誌編纂委員会	岐阜県恵那郡加子母村	1972
加子母の歴史と伝承	加子母村文化財保護審議会	加子母村教育委員会	1983
加子母の歴史と伝承・続編	加子母村文化財保護審議会	加子母村教育委員会	1990
裏木曾三か村の歴史	杉村啓治	加子母村教育委員会	1997

加子母では、所々から縄文時代の遺物が出土しており、当時から人々がこの地に住み、原住民的な生活を営んでいたと考えられる。村が形成され始めたのは、鎌倉時代と戦国時代のそれぞれに移り住んできた家系による影響が大きいとされる。鎌倉時代には、北部の舞台峠に威徳寺が建立されたことにより、小郷を中心に集落が形成され始め、二渡以南に広がっていったと考えられる。戦国時代に入ると、後の山守となる内木家をはじめとする武士の流れを汲む人々が現在の加子母に移り住み、中央部や南部に集落が形成されていったとされる²。戦国時代には、豊富な森林資源を有する地域であったために何度か支配者が替り、元和元年（1615年）に幕府領から尾張藩の飛地として管轄領地とされた。尾張藩による森林保護政策は、「檜一本首一つ」と言われるほど厳しい取り締まりが行われた。明治4年（1871年）の廃藩置県の後もしばらくは名古屋県の飛び地として所管されたが、明治21年（1888年）に町村制が施行され、翌22年に岐阜県恵那郡加子母村として村政が開始された。その後、平成17年（2005年）2月の中津川市との合併によって中津川市加子母となったが、幕藩時代から実に200年以上、合併をせずに単独の村として栄えてきた。森林整備の歴史については本章3.3で述べる。

3.2.3 産業

加子母で生産されるヒノキは「東濃松」として扱われ、これを中心に林業・製材業・木工業・建設業が盛んである。「東濃松」とは、岐阜県東部を中心に生産される柱用の材木で、淡いピンク色・艶の良さ・年輪幅が均整で木目が美しい・香りの良さなどが特徴のヒノキ材である。昭和 56 年からは川上から川下までの一貫した産業として「東濃松」を用いて加子母外で家を建てる「産直住宅事業」を全国に先駆けて開始した。その他の産業としては、畜産や農業が盛んであり、飛騨牛やトマトは県内でも有数の産地である。



図 3.2.3-1 東濃松

3.2.4 組織

(1) 加子母総合事務所

加子母中切にある、元加子母村村役場。平成 17 年の中津川市との市町村合併後も、中津川市の加子母地区の行政機関を担っている。加子母の地域活動の拠点として中心的な役割を担い、研究活動や実習のためにやって来る大学生や視察者の窓口となっている。

(2) 加子母むらづくり協議会

市町村合併により行政区域が拡大することで、住民と行政の距離が広がり、住民の意見が施策に反映されにくくならないよう、合併特例法により「地域審議会」が設置された。その後、平成 23 年 3 月の議会で「地域審議会設置条例」が廃止され、「地域審議会」から現在の「むらづくり協議会」へ移行された。「地域審議会」の主な目的は「地域住民の意見を市長へ伝える」ことであったが、「むらづくり協議会」は「地域住民による自主的な地域づくりの推進」つまり、「地域の自立」を目的として設置された。この会議は、10 の区長・10 の分科会の座長・区長会顧問・むらづくり協議会顧問の計 22 名から成る。

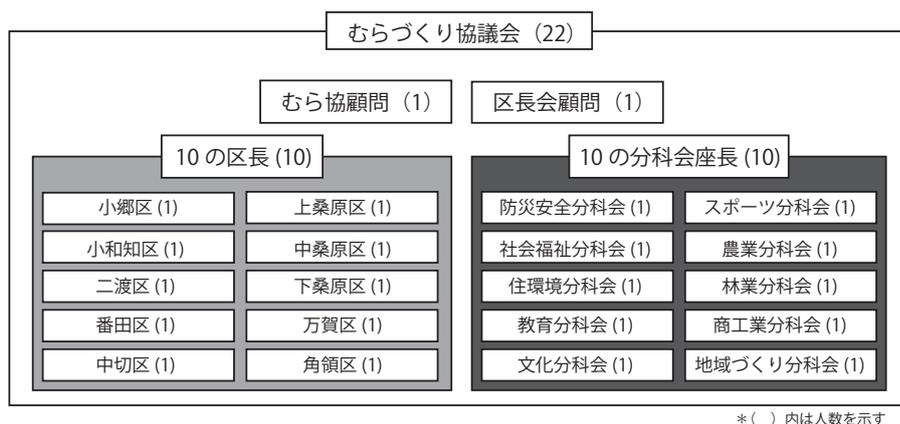


図 3.2.4-1 村づくり協議会組織図

(3) 特定非営利活動法人かしもむら（以下、「NPO かしもむら」とする。）

市町村合併により加子母総合事務所の業務内容が拡大したため、加子母地域のための業務が以前に比べ縮小してしまったことを受け、地域に必要な仕事や地域を発展させるための業務を積極的に行う NPO 法人として設立された。事業内容としては、岐阜県の重要有形民俗文化財である明治座などの施設活用・運用、コミュニティバスの運営、地域放送普及事業など多岐にわたり、加子母総合事務所で手が回らない範囲で地域のための活動を行っている。

(4) 加子母森林組合

加子母は全世帯の 80%以上が森林所有者であり、そのほとんどが森林組合の組合員となっており、現在の加子母の森林整備の中心にある組織である。昭和 3 年に「加子母造林保護土工森林組合」が設立され、伐採の監視・林道などの設備の維持・森林の保護などの事業を主に行い、森林経営は行っていなかったが、昭和 26 年の「森林法」の改正に伴い、「加子母村森林組合」へと移行し、指導・経済事業も行うようになった³。その後、市町村合併の際は森林組合は合併せずに、「加子母森林組合」へと名称を変更し、現在、指導部門、林産・販売部門、加工部門、森林整備部門の 4 部門で事業を行っている。

3.3 加子母の森林整備の歴史

本節では、表 3.3-1 の文献を基に加子母の特徴的な森林整備の歴史について江戸時代から時代ごとに、(1) 江戸 (2) 明治・大正 (3) 昭和 (4) 平成・令和の 4 つの区分に分けて述べる。

表 3.3-1 加子母の森林整備の歴史参考文献

書名	著者・編集	発行者	発行年
加子母村誌	加子母村誌編纂委員会	岐阜県恵那郡加子母村	1972
加子母の歴史と伝承	加子母村文化財保護審議会	加子母村教育委員会	1983
加子母の歴史と伝承・続編	加子母村文化財保護審議会	加子母村教育委員会	1990
裏木曾三ヶ村の歴史	杉村啓治	加子母村教育委員会	1997
加子母森林組合 80 周年記念誌	加子母森林組合	加子母森林組合	2008
御山守の仕事と森林コントロール	芳賀和樹	徳川林政史研究所	2020

(1) 江戸

豊臣秀吉の時代から始まった木材需要の拡大は、江戸時代に入った後も衰えず、江戸城造営などの大規模建築に限らず、城下町の復興や武士・町人の住宅建設、度重なる大火災からの復興などの木材需要の爆発的な増加により、各地で濫伐が相次ぎ「尽山」と呼ばれる、いわゆる禿山が増加した。元和元年（1615年）に尾張藩の管轄領地とされた裏木曾三ヶ村（加子母・付知・川上）も例外ではなく、元々豊富であった森林資源は濫伐により枯渇した。江戸時代の初期（1603～1730年頃）は地元住民の森林利用は比較的自由であったが、寛文・享保の2度の林政改革を経て厳重な規制が行われ、「檜一本首一つ」とまで言われるようになった。寛文5年（1665年）から行われた寛文の林政改革では、村民の立ち入りを禁止する「御留山・御巢山」を増設するなどを行ったが、木曾総山の5%程度⁴であり、村民が自由に利用できる「明山」での伐木が進み、尽山となるのを阻止するには至らなかった。その後、宝永年間（1704～1711年）、享保年間（1716～1736年）にかけて行われた享保の林政改革では、御留山の増設、御巢山の周囲に新たな禁伐林として「鞆山」の設定に加えてヒノキ・サワラ・コウヤマキ・アスヒ・ネズコの5樹種を「御停止木」に設定し、伐採を禁止した。この5樹種がいわゆる「木曾五木」である。御停止木制度は大変厳しい制度であり、明山においても伐採が禁止され、特にヒノキが多い木曾・裏木曾では村民を大変苦しめた。しかし、森林保護の効果は絶大であり、材木仕出し数はそれまでの7%程⁵に激減し、寛政年間（1789～1801年）に

は藩による計画的材木仕出しが開始されるまで森林が回復していた。

江戸時代の裏木曾三ヶ村で実際に森林整備を行っていたのが、享保15年(1730年)に「山守」に任命された内木家である。内木家は加子母村内で代々庄屋を営んでいたが、飛騨・信濃両国の間にある三浦山での国境問題に積極的に関与したことをきっかけに山守に任命され、その後、職域を拡大していった。山守の職務としては、三浦山での国境の明確化や見廻り・裏木曾三ヶ村の山の見廻り・盗伐の摘発と吟味・木曾材木方との文書のやり取り・裏木曾三ヶ村の村民の森林利用の吟味・材木仕出しの際の伐採樹木の選定や管理など、森林整備以外にも森林利用を求める村民の取りまとめなど様々であった。以下では太田尚弘、芳賀和樹がまとめる森林整備に関する具体的な山守の取り組みについて述べる。

①木材を切り出す際の目利き

材木仕出しの際に「木種見分」と呼ばれる伐採樹木の選定を山守自らがを行い、印をつけて管理していた。

②枯損木・残材の有効活用

成長不良や災害などによって疵ができたり枯れてしまった樹木を「枯損木」、切り出した樹木の跡に残る根に近い部分や枝葉を「残材」と呼ぶが、これらからは中小材の生産が可能であるが、放置しておくとも腐朽し、生産が不可能になるだけでなく、「良木」の成長の妨げになる。山守はこれらを選び出し、積極的に活用することで、良木を温存し、森林内の環境を整えていた。

③下払による森林内の環境整備

低木の伐採のことを「下払」と言い、いわゆる間伐を行っていた。

④伐採跡地への山引き苗の植林

材木仕出しや下払の跡地に山引き苗を、1本の伐採跡地に2本の割合で植林していた。

⑤ヒノキの種子の直播

木曾材木方や各村の庄屋との連携をとりながら、種子集めから行いヒノキの種子の森林への直播による生育テストを行い、春にコケの上に播くこ

とで良好な結果を得られるようになり、以降山引き苗の植林と合わせて生育する樹種を制御していた。

元々、天然更新が基本であった裏木曾三ヶ村の森林に人為的な干渉を加えることで森林の早期回復とともに、目的にあった森林の育成を最前線で行っていたのが山守であり、太田尚宏は以下のように評価している。

天然更新を基本とした木曾山・三ヶ村山では、疵入りや枯死した立木、および根返り・押出しなどで育成が不可能になった樹木を除去し、幼木をはじめとする次世代への更新を円滑に進める環境をつくることは重要な課題であった。(中略) こうした施策を遂行するにあたっては、山々の植生状況を熟知し、木沓の善し悪しを判断する能力に長けた「巧者」は不可欠な存在であった⁶。

また、芳賀和樹も山守の取り組みを以下のように評価している。

枯損木・残材の利用と低木等の「下払」、その後の跡地造林は、御用木の生育環境の整備、積極的な苗木の植栽という点で、森林の健全な育成に重要な役割を果たした。こうした跡地造林は、天然更新を基本とする濃州三ヶ村山の育成を部分的に補助し、かつ目的に沿った森林へとゆるやかに誘導する機能があったと考えられる⁷。

このように山守による森林整備が果たした役割は大きく、現在の「木曾ヒノキ備林」のような樹齢300年以上の森を育てることができた大きな理由の一つであると考えられる。

(2) 明治・大正

明治に入り、加子母の森林は全て官有林となり、明治6年(1873年)に木曾五木伐採禁止が解かれたが、村民が一斉にヒノキなどの大木を伐り始めたため、村は直ちに岐阜県下で初の「山林保護規制」を定め、木曾五木にケヤキを

含めた六木を村の許可なく伐採することを禁止した。その後、明治9年(1876年)に加子母の森林面積の約半分にあたる5369haの森林が一村総持山として村へ無償で払い下げられることになったが、木曾五木は元々禁伐であったため有償となり、村は10年間にわたり、国に金銭を支払うこととなった。翌10年(1877年)には、「大前・小前の争い」という、五木払下げの代金を巡って村を二分する紛争が起こり、裁判にまでもつれ込んだ。明治13年(1880年)に和解することとなったが、五木払下げの代金と巨額の裁判費用の支払いのために村有林の木は伐り尽くされてしまった。この森林荒廃を受けて、明治22年(1889年)に初代村長となった内木又六は「村の振興は山林の整備経営による他に道なし」⁸として、荒廃した森林の整備事業を開始した。明治42年(1909年)には、村有林の約半分にあたる2685haを1区画千坪(約0.3ha)として細分化し、村民に売り渡し、植林を推奨した。千坪という大きさは個人が売り易く、買い易い大きさであり、「植林をし、家産として立派な山林を育てよ」・「家の大事にはこれを売って凌ぎ、家運が戻ったら買い戻せ」⁹という2つの意味を込めて村民に売り渡された。このいわゆる「千坪割」は、「大前・小前の争い」を教訓に、家産として森林を育て、村民全員が山の恩恵を平等に受けられることと、森林の植林を村民全員で進めていくことを目的とした全国的に珍しい政策となった。その後、大正3年(1914年)には村民の薪炭・採草地利用のために村有林の981haを村民に貸し付ける村有林貸付制度を開始した。

その間、加子母の森林の半分にあたる国有林は明治維新後、皇室の御料林となり、明治37年(1904年)に「造林木材整備制度」により神宮備林が設定された。

(3) 昭和

昭和4年(1929年)から始まった林道整備事業は以降の村長にも代々受け継がれ現在に至り、48.8m/ha¹⁰という県下で最も高く、全国でも有数の路網密度を誇るようになった。また、村有林貸付制度で貸し付けていた森林は昭和23年(1948年)から昭和38年(1963年)の間に村民に全て払い下げられた。戦時中の燃料確保や戦後の復興のために乱伐された森林の再生のために、昭和25年(1950年)の「臨時造林処置法」に始まる拡大造林政策は、生活基盤であった里山の広葉樹を伐り、成長が早く建築用材として優秀なスギやヒノキな

どの針葉樹を植林することで将来的な森林資源の確保を目的とした政策であった。加子母でもこの政策の影響は大きく、当時、森林組合に勤めていた岡崎龍雄によると、「当時は国の政策等により強制的に植林が進められていた時代で、県営の苗圃から苗木を買うことを義務付けられていましたがあまり良い苗ではありませんでした。はっきりとした記憶はありませんが、かなり沢山の苗木を購入し植えていました。(59万6千本/年)」・「植えるのは森林所有者個人で、どの家も挙って植林しました。」¹¹ ということであった。また、昭和30年(1955年)頃からこの地で取れるヒノキを、「木曾ヒノキ」と同じ産地である優良ヒノキ材として「東濃桧」と呼ぶようになった¹²。

皇室の御料林は、終戦後の林政改革(1947年)で再び国有林とされ、昭和38年(1963年)に裏木曾県立公園に指定された。神宮備林は昭和42年(1967年)に「木曾ヒノキ大材保存林」に改められ、昭和52年(1977年)に「木曾ヒノキ備林」へと改称された。

(4) 平成・令和

平成6年(1994年)から森林組合は長期育成循環施業による4世代の「各筆複層林」を目指し始めた。その後、平成13年(2001年)に「美林萬世之不滅」という言葉を掲げ、本格的に長期育成循環施業を始めた。

国有林内では平成16年(2004年)に林野庁による文化財のための森づくりの事業である「古事の森」が設定され、「裏木曾古事の森」として整備されている。「古事の森」については第4章、「裏木曾古事の森」については第5章で詳細に述べる。

3.4 小結

加子母は江戸時代の山守の頃から本格的な森林整備を行い、その後も「千坪割」や林道整備事業など、各時代の村長による的確な施策によって、地域内の世帯の90%以上が森林を所有し、全国でも有数の林産地となった。このような歴史的背景や、木曽ヒノキ備林のような文化財の森の典型例があることは、文化財のための森づくりを行う上で有利な要因として働き得ると考えられる。

第3章註

1. 中津川市."02_加子母地区はこんなところ". 中津川市公式ウェブサイト .2020-11-03.
<http://www.city.nakatsugawa.gifu.jp/branch/kashimo/post-4.html> (閱 覧 日 2020-11-03)
2. 加子母村文化財保護委員会「加子母の歴史と伝承」(加子母村教育委員会 1983) 79-82.
3. 80周年記念誌編集委員会『加子母森林組合80周年記念誌』(加子母森林組合 2008) 12.
4. 飯田勇介「近世美濃国裏木曾三ヶ村の山村支配に関する研究－山守制度を中心として－」(京都大学二〇〇九年度卒業論文 2009) 14.
5. 同上 15.
6. 太田尚宏「宝暦期における尾張藩の御材木仕出と『三浦・三ヶ村御山守』－濃州三ヶ村の森林コントロールとの関連から－」『徳川林政史研究所 研究紀要 第52号』(徳川林政史研究所 2018) なお、太田は同論文内で山守であった内木武久を「巧者」であったとしている。17.
7. 芳賀和樹「尾張藩の造林政策と『三浦・三ヶ村御山守』」『徳川林政史研究所 研究紀要 第53号』(徳川林政史研究所 2019)
8. 熊澤和之「大前、小前の争い－その後の村行政と人心の基をなす教訓」『加子母老連結成五十周年記念誌 ふれあい』(加子母老人クラブ連合会 2014) 62-63.
9. 80周年記念誌編集委員会 前掲書 9.
10. 加子母森林組合「地域林業の概要－東濃桧の原産地・加子母－」(加子母森林組合 2014)
11. 80周年記念誌編集委員会 前掲書 4.
12. 加子母森林組合「東濃桧誕生に関わる調査報告書」(加子母森林組合 2007)

第4章 全国での文化財のための森づくり事業

4.1 本章の目的

本章では、全国の文化財のための森づくり事業について文献調査とアンケート調査を行った結果について述べ、全国における文化財のための森づくりの現状について明らかにする。

4.2 全国の文化財のための森づくり事業の現状

調査を行う事業として、林野庁の「古事の森」、文化庁の「ふるさと文化財の森」、民間の事業では「文化遺産を未来につなぐ森づくり会議」が行う「『文化材』創造プロジェクト」を取り上げる。

「古事の森」は、全国で行われる文化財のための森づくり事業の中で、最も早い平成14年に開始された事業である点と、加子母の国有林内にも設定されている点から対象とした。「ふるさと文化財の森」は、文化財の保護、継承の軸となっている文化庁が行っている事業であることから対象とした。「『文化材』創造プロジェクト」は、民間で行われている唯一の文化財のための森づくりであることから対象とした。

4.2.1 「古事の森」

作家の立松和平（1947~2010）が提唱し、平成14年から林野庁が始めた事業であり、国有林内に設定される。歴史的木造建築物の修復に必要な樹齢200年から400年の大径材を育てる超長期の森づくりで、植樹と、その後の下草刈り等の施業を国民参加型で行っている。国民が施業に参加することで文化財のための森づくりの必要性を発信する側面も併せ持つ。平成31年時点で9箇所が設定されている（表4.2.1-1）。植樹後の下草刈りや枝打ちは毎年行う施業ではないため、現在は多くの古事の森において森林教室や見学ツアーなど、学びの場として扱われている。

表 4.2.1-1 「古事の森」設定地

名称	樹種	設定面積	設定地	設定年
京都古事の森	ヒノキ	1.99ha	京都府京都市	平成14
檜山古事の森	ヒバ	5.00ha	北海道江差町	平成15
春日奥山古事の森	ヒノキ・ケヤキ・スギ	0.48ha	奈良県奈良市	平成16
高野山古事の森	ヒノキ・スギ・アカマツ他	1.51ha	和歌山県高野町	平成16
裏木曾古事の森	ヒノキ	23.2ha	岐阜県中津川市	平成16
斑鳩の里法隆寺古事の森	ヒノキ	1.16ha	奈良県斑鳩町	平成17
首里城古事の森	イヌマキ	2.49ha	沖縄県国頭村	平成20
	イヌマキ	0.68ha	沖縄県東村	平成24

しかし、「木の文化を支える森づくり活動『首里城古事の森』』について～第2報～」（九州森林管理局沖縄森林管理署）¹において、平成29年9月に行われた安波ダムまつり（国頭村）においてのアンケート調査では、「首里城古事の森活動を知っているか」という質問に対し、「はい」が14%、「いいえ」が86%という結果であった。また、次章5.3で述べる「裏木曾古事の森」についての聞き取り調査でも、地域住民にほとんど認知されていないという意見が挙げられている。以上のように、文化財のための森づくりの必要性を国民に発信するという点で、課題点が確認できた。また、一般的に良質な状態の大径材にまで育つ木は限られ、加えて、長期間立木状態にあるため、雷による割裂など、災害による枯損のリスクが高い²。よって、「裏木曾古事の森」を除く他の「古事の森」に関して、設定面積が比較的狭小であることから大径材にまで育つ本数は非常に少なく実際に文化財への資材の供給を行うのは難しいと考えられる。

4.2.2 「ふるさと文化財の森」

表 4.2.2-1 に示す文献を基に「ふるさと文化財の森」について述べる。

表 4.2.2-1 「ふるさと文化財の森」についての参考文献

番号	タイトル	著者	収録誌	掲載年	発行者・出版社
1	現状解説 文化財建造物の修理用資材の確保に向けて －これまでの取り組みと今後の課題－	文化庁参事官 (建造物担当)	月刊文化財 No.638 2016年11月号	2016年	第一法規
2	地域における文化財修理用資材確保の意義 －大阪府河内長野市を例に－	尾谷雅彦	月刊文化財 No.638 2016年11月号	2016年	第一法規
3	木造建造物の修理と修理用資材	鳴海 祥博	月刊文化財 No.638 2016年11月号	2016年	第一法規
4	文化財建造物の保存を支える森林資源 －植物性資材の確保とふるさと文化財の森の現在－	上野勝久	森林技術	2018年	日本森林技術協会

「ふるさと文化財の森推進事業」は平成18年に文化庁が始めた、文化財の修理用資材の確保を目的とした事業である。「文化財修理用資材需給等実態調査」(昭和50年－平成元年)と、その後の「文化財を支える用具・原材料の確保に関する調査研究協力者会議」による「修理にかかる用具原材料の状況調査」(平成10年－平成12年)の結果を踏まえ、修理用資材の確保に向けて、文化庁が平成13年に「ふるさと文化財の森構想事業」として以下の事業を開始した。

①資材供給林選定調査

ヒノキ及び檜皮をはじめとした、檜皮や大径長尺材の生産、流通実態の調査に加えて、広葉樹や茅の需給調査を行った。

②研修及び普及啓発施設整備

資材採取に係る研修と普及啓発の拠点施設として、京都市の「京都市文化財建造物保存技術研修センター」をはじめとし、福島県下郷町、石川県金沢市、福井県小浜市、大阪府河内長野市、兵庫県山南町の全国6カ所に建設した。

③資材採取等研修

檜皮の採取技能者の育成を目的に、研修事業を行った。

その後、「ふるさと文化財の森構想事業」の結果を踏まえて平成18年に「ふるさと文化財の森推進事業」として、次頁の事業が行われた。

(イ) 「ふるさと文化財の森」の設定と、そこからの資材供給

文化財の修理に優先的に資材を供給すること、資材に関する普及啓発活動の拠点となることを目的とした森として「ふるさと文化財の森」の設定が始められた。平成31年時点で「ふるさと文化財の森」は80の森を材種ごとに設定されており、檜皮がもっとも多い30地区、次いで木材が22地区、茅が19地区と続いている（表4.2.2-2）。平成27年までに25地区から文化財修理現場への資材供給実績がある。

(ロ) 普及啓発活動の支援

修理に必要な資材や、資材に携わる技能者に関する普及啓発活動、実際の保存修理現場の公開等を通じ、文化財修理用資材に関する広範な理解を得ることとしており、これまでに原材料に関するシンポジウムや採取のワークショップ、保存修理現場の公開など多様な活動が行われている。

(ハ) 資材採取等研修の実施

「ふるさと文化財の森構想事業」から引き続き、檜皮葺の分野で選定保存技術保存団体に認定されている「公益社団法人全国社寺等屋根工事技術保存会」に委託し、檜皮採取技能者の研修を行っている。この研修により、「公益社団法人全国社寺等屋根工事技術保存会」に会員登録された檜皮採取技能者は30名を越えるようになった。また、屋根葺と兼務可能な技能者も育成され、会員が所属する組織単独で、必要な檜皮を確保することが技術的に可能になった。

「ふるさと文化財の森」の設定地は年々増加しており、檜皮については安定的な供給が行われつつあるなど、事業の成果が上がっていることが確認できた。しかし、檜皮や茅を除く他の資材についてはほとんど供給できておらず、今後の課題と考えられる。また、茅に関しても、本来は近隣地域からの供給が前提であるが、供給地が東北、中部に偏り、中部から九州への供給が行われているなど、設定地の無い地域での資材供給法が課題となっている。

表 4.2.2-2

4.2.3 「『文化材』創造プロジェクト」

「文化遺産を未来につなぐ森づくり会議」が、平成 20 年に開始した事業である。長伐期施業を行っている森を登録し、寺社所有者・宮大工等との情報交換、資材供給のネットワークを構築することを目的としている。事業開始の前年である平成 19 年から令和 1 年までほぼ毎年シンポジウムを行い、文化財のための森づくりに関する情報や、必要性を広く普及するため活動している³。

以下では、「『文化材』創造プロジェクト」の登録者へのアンケート調査の概要と結果を示す。

(1) 調査方法

調査期間：令和 2 年 8 月 24 日～9 月 8 日

配布方法：郵送にて調査紙を配布した。

回収方法：配布時に同封した返信用封筒にて、郵送で回収した。

対象　　：平成 27 年 9 月時点での登録者 47 件の内、アンケートの郵送が可能な 19 件（アンケート回収率 42.1% 8/19 件）

②所有するの森の森づくりについて、文化財のための森づくりとして一般的な施業との違いや拡大造林期の施業法、今後森づくりを継承していく中で必要とするものについて尋ねた（図 4.2.3-2）。

②所有している森の森づくりについてお聞きします。

問 5. 「文化材」を育てるために一般的な施業以外ではどのような取り組みをおこなっていますか。
(例) 直根のある苗を植えている / 伐採量に制限をかけている、など

問 6. 拡大造林政策がおこなわれていた時代には、どのような施業をおこなっていましたか。
(例) それまでと変わらず長伐期施業をおこなっていた、など

問 7. 「文化材」を育てるためには、何世代にも渡って森を受け継いでいく必要があると思いますが、長期に渡って森を受け継いでいくためには、どのようなことが必要だとお考えですか。

図 4.2.3-2 「『文化材』創造プロジェクト」アンケート設問 2

(3) 調査結果

本節では、アンケートで得た結果をまとめる。アンケートの全回答は巻末に掲載する。

① 『『文化材』創造プロジェクト』について

設問1では、【木の文化の継承への貢献】が3件、【知人からの勧誘】が2件、【大径材生産への憧れ】が2件、【森林保全活動の戦略として知ってもらおう】が1件という回答を得た（表4.2.3-2）。森林所有者も木の文化を継承することが必要だと考えていることがわかった。また、知人からの勧誘によって参加したという回答から、団体に所属する前から、同様の考えを持つ森林所有者間で形成されたネットワークがあると考えられる。

表4.2.3-2 設問1の回答

キーワード	回答例（一部）	回答数（件）
木の文化の継承	文化財の修理、復旧資材の提供を行い、木の文化の継承に貢献するものです。	3
知人からの勧誘	友人からの勧誘。	2
大径材生産への憧れ	4-5世代後の大径木を育てたい。	2
森林保全活動の戦略として知ってもらおう	森林保全活動の持続可能な戦略の一つとして、悠久の文化遺産を未来につなぐというロマンを所有者に持ってもらうため。	1

設問2では、全て「いいえ」という回答だったが、付問で知人が材を提供したという回答が1件あり、団体とは別のネットワークが形成されている事が確認できた。一方で団体からの資材供給は確認できず、団体の活動状況に課題点があると考えられる。

設問3では、「はい」は5件、「いいえ」は2件、無回答が1件であった。森林所有者間での情報交換は行われていることが確認できた。しかし、登録から4年以上経っているにも関わらず、情報交換を行っていない人がいることも確認できた。このことから、団体の目的の一つである情報共有のネットワーク構築にも課題点があると考えられる。

設問4は、回答者6名、未回答者2名であり、回答者の中には複数の樹種を登録している人もいた（表4.2.3-3）。

表4.2.3-3 設問4の回答

樹種	樹齢	本数または面積	所在地
スギ	160年生	2ha	宮城県南三陸町
スギ	120年生	20本	香川県さぬき市
スギ	——	——	——
ヒノキ	120年生	20本	香川県さぬき市
ヒノキ	100年生以上	5ha	岐阜県八百津町
ヒノキ	50年生	不明	静岡県掛川市
ケヤキ	100年生	250本	大分県日田市
ケヤキ	70年生	2本	静岡県掛川市

②所有するの森の森づくりについて

設問5では、【択伐】が4件、【施業を行っていない】が2件、【直根のある広葉樹への転換】が1件、【枝下6mで枝打ちを止める】が1件という回答を得た（表4.2.3-4）。間伐を繰り返し行い、良木を残すという回答が多かったが、一方で施業を行わないという回答も得られた。文化財の森づくりとして確立された施業法は無く、所有者の経験や知識に基づいた施業が行われていることが確認された。

表4.2.3-4 設問5の回答

キーワード	回答例（一部）	回答数（件）
択伐	間伐を繰り返し実施し、良木を残してゆく。	4
施業を行っていない	すでに100年生をこえているので一般的な施業も含め行っていません。	2
直根のある広葉樹への転換	スギ、ヒノキの針葉樹を直根のある広葉樹に転換を図っている。	1
枝下6mで枝打ちを止める	つる切り、枝打ちをしたいが腐朽で材が痛むおそれがあり枝下6m程で止まったままにしてあるものもある。	1

設問6では、【拡大造林を行っていた】が4件、【拡大造林以前の施業を続けた】が3件という回答を得た（表4.2.3-5）。1件は設問内容と異なる回答だったため、無回答とする。【拡大造林以前の施業を続けた】と回答した人たちは長伐期施業を行っており、それが現在の100年生以上の木につながっていると考えられる。

表4.2.3-5 設問6の回答

キーワード	回答例（一部）	回答数（件）
拡大造林を行っていた	拡大造林を行ない、杉松を植えた。	4
	通常の50年生伐期を目指して拡大造林と再造林を行っていた。	
拡大造林以前の施業を続けた	小規模森林が多く、個々人による長伐期施業を行っていた。	3
	施業的には、九州の短伐期ではなく施業計画にそって行っていた。	

設問7では、【林業経営の立て直し】が3件、【相続制度の改正】が3件、【管理の集約化】が1件、【「文化材」への統一的な見解】が1件という回答を得た(表4.2.3-6)。現在の林業経営や、相続制度の改善が求められていることが確認できた。また、【管理の集約化】では、小規模森林所有者では個人の管理に限界があるため、意欲のある団体が森林を保全して行って欲しいという回答であった。

表 4.2.3-6 設問7の回答

キーワード	回答例(一部)	回答数(件)
林業経営の立て直し	木材の価値が上がり、林業経営にゆとりができなければ無理でしょう。	3
相続制度の改正	同じ木に何度も課税される相続制度を変える必要がある。	3
管理の集約化	所有者による管理では持続可能は困難であるため、小規模森林を集約化し、やる気と意欲のある団体が社会を巻き込み保全していく仕組み。	1
「文化材」への統一的な見解	「文化材」に対する統一的な見解を共有し、林業施業に繋げていきたいと考えます。	1

4.3 小結

全国で文化財の森づくりを行っている事業において、それぞれに課題点が見られた。「古事の森」では、文化財のための森づくりの意識喚起が不十分であることと、大径材の狭小面積での生産が困難であることの2点が課題である。「ふるさと文化財の森」では、檜皮や茅の供給の安定化が進んでいることが確認できた。一方でそれらを除く修理用資材の供給は難航していることが確認された。「『文化材』創造プロジェクト」では、団体からの資材供給が行われておらず、4年以上団体に属しているが情報交換を行っていない人がいることが確認できた。加えてアンケートの回答件数が少ないことから、団体の活動が十分に行われておらず、活動の見直しが必要であると推測できる。また、文化財の森づくりの施業方法について確立された手法が無く、所有者の経験や知識に基づいた施業が行われていることが確認できた。

以上より、大径長尺材の生産、供給は全国で難航していることが明らかになり、加子母のような文化財の森を実際に育ててきた地域での文化財の森づくりは、社会的意義が非常に高く、必要とされていることがわかった。

第4章註

1. 「木の文化を支える森づくり活動『首里城古事の森』について～第2報～」(九州森林管理局沖縄森林管理署 2017)
2. 速水享「鼎談 長伐期施業への挑戦」『私の山に「文化財の森」を』(文化遺産を未来につなぐ森づくりの為の有識者会議 2015.11.8)
3. 文化遺産を未来につなぐ森づくりの為の有識者会議『私の山に『文化財の森』を』(文化遺産を未来につなぐ森づくりの為の有識者会議 2015.11.8)

第5章 加子母における文化財のための森づくりにおける現状と意識

5.1 本章の目的

本章では、加子母における文化財のための森づくりについて、その現状と関係者の意識を調査し明らかにすることで、加子母の民間林における文化財のための森づくりの可能性を模索する。

5.2 調査概要

(1) 調査の流れ

まず、加子母における森として、「木曾ヒノキ備林」、「裏木曾古事の森」、「加子母の民間林」について文献と聞き取りによる調査を行い、現状を明らかにする。次に、聞き取り調査を基に文化財の森づくりに対する関係者の意識を整理し、課題点や展望を明らかにする。

(2) 用いた文献

以下の表 5.2-1 に示す。

表 5.2-1 対象文献一覧

書名	著者・編集	発行者	発行年
加子母村誌	加子母村誌編纂委員会	岐阜県恵那郡加子母村	1972
加子母の歴史と伝承	加子母村文化財保護審議会	加子母村教育委員会	1983
加子母の歴史と伝承・続編	加子母村文化財保護審議会	加子母村教育委員会	1990
裏木曾三か村の歴史	杉村啓治	加子母村教育委員会	1997
木曾地方の温帯性針葉樹林の保護・復元に向けた取り組み－第2回検討委員会	中部森林管理局	中部森林管理局	2013
裏木曾古事の森育成協議会活動報告	裏木曾古事の森育成協議会	裏木曾古事の森育成協議会	2004~2011
裏木曾古事の森育成協議会通常総会資料	裏木曾古事の森育成協議会	裏木曾古事の森育成協議会	2015~2016 2018~2020
加子母森林組合 80 周年記念誌	加子母森林組合	加子母森林組合	2008
地域林業の概要 －東濃松の原産地・加子母－	加子母森林組合	加子母森林組合	2014
御山守の仕事と森林コントロール	芳賀和樹	徳川林政史研究所	2020

(3) 聞き取り対象者

江戸時代に尾張藩において森林管理を任された「三浦山・三ヶ村御山守」に代々就任してきた「内木家」の 20 代目現当主内木哲朗氏と、加子母の森づくりに関わる主な組織である「加子母総合事務所」、「加子母むらづくり協議会」、「加子母森林組合」、「中津川市役所農林部」の関係者各 1 名の、計 5 名を対象に聞き取りを行った（表 5.2-2）。

表 5.2-2 聞き取り対象者

番号	所属・役職	氏名
A	山守内木家 20 代目現当主	内木哲朗
B	加子母総合事務所職員	U.S
C	加子母むらづくり協議会会員	I.M
D	加子母森林組合関係者	N.A
E	中津川市役所農林部担当者	K.T

5.3 現在の森の現状

(1) 「木曾ヒノキ備林」

I 概要

岐阜県と長野県の県境にある約730haの森である(図5.3-2)。寛文4年(1664年)に神宮式年遷宮の外宮に御用材を伐り出した記録があり、その後、明治2年(1869年)からは20年ごとに現在まで御用材を伐り出している。

1615年に幕府直轄地から尾張藩の直轄地になった。元和元年(1665年)までは比較的自由に出入りでき森林資源は伐り出されていたが、地形が急峻なことから木曾山ほどの乱伐は行われなかった。元和元年(1665年)に寛文の林政改革により「御留山」に設定されて以降は村民の立ち入りは禁止され、厳重に管理された。その後、明治5年(1872年)に裏木曾三ヶ村は官林に編入され、明治22年(1888年)に「御料林」に編入された。明治37年(1904年)の「造営材備林制度」によって御料林内に神宮備林が設定され、大正2年(1913年)に「出之小路神宮備林」が設定された。昭和22年(1947年)には、林政統一により国有林に編入され、「特殊択伐用材林」に設定された。昭和42年(1967年)には「木曾ヒノキ大材保存林」に改称され、昭和52年(1977年)に現在の「木曾ヒノキ備林」に改称された。



図5.3-1 「木曾ヒノキ備林」頂上付近のヒノキの極相林

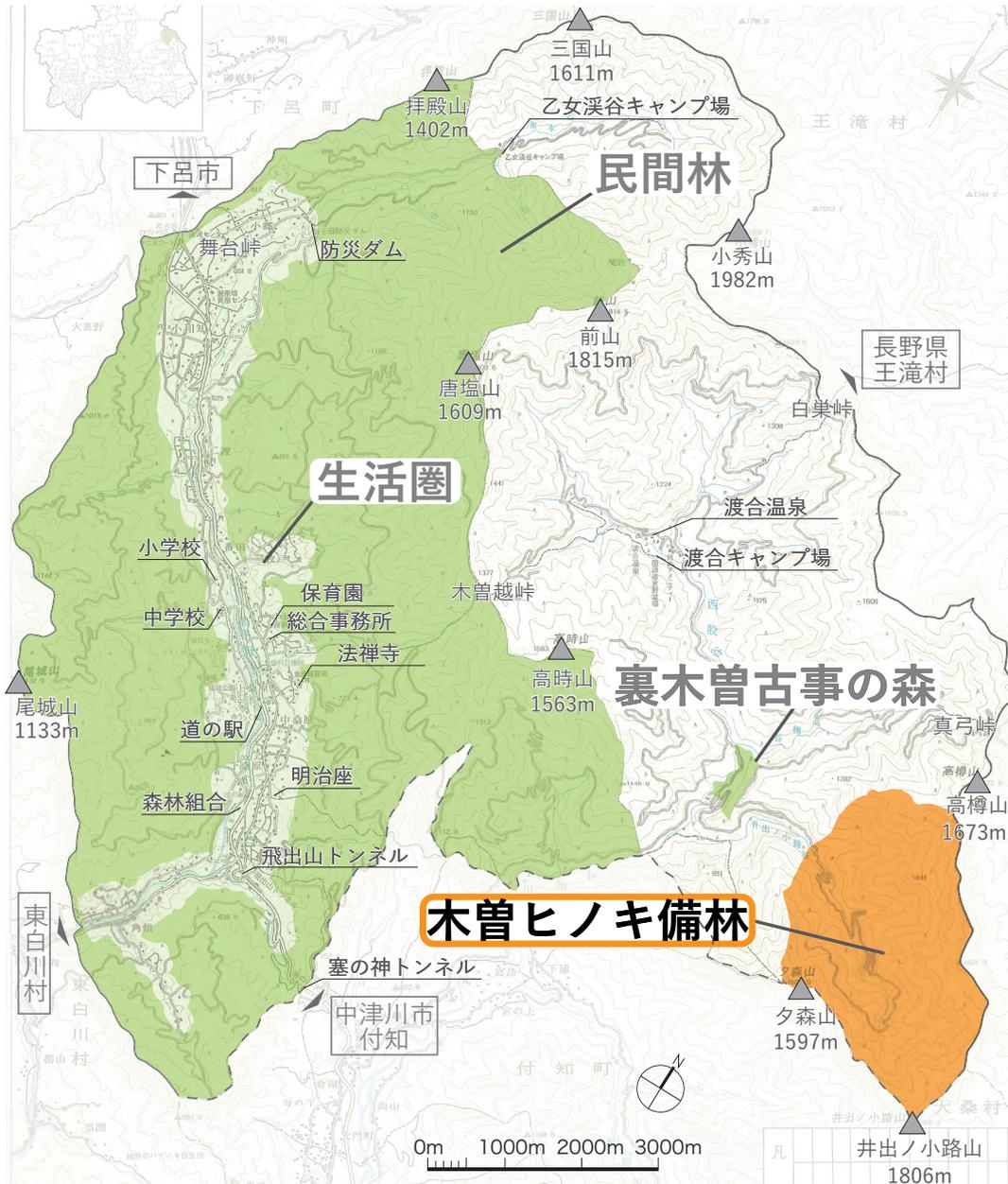


図 5.3-2 「木曾ヒノキ備林」の位置図

II 現在の施業

現在は東濃森林管理署が管理している。年間の伐り出し量を 150 m³とし、立ち入りは事前の申請を行った上で案内人の同行が必要であるなど、厳重な管理がなされている。また、「木曽悠久の森」に設定されている。

「木曽悠久の森」は平成 25 年から「木曽地方の温帯性針葉樹林の保護・復元に向けた取組検討委員会」により「木曽地方の温帯性針葉樹林の保護・復元に向けた取組」の構想が行われ、平成 28 年から実際に施業が行われている。「木曽地方の温帯性針葉樹林の保護・復元に向けた取組」は、纏まって生育する温帯性針葉樹林を厳格に保存するとともに、温帯性針葉樹林の多くが人工林に転換されている箇所については天然林に誘導するなどの取組を行うことを目的としており、「木曽悠久の森」を以下の 3 つのエリアに分け、それぞれに適した施業を行う。エリア分けは図 5.3-3 に示す。

①核心地域（コア a）

温帯性針葉樹林が大部分を占め、その中に人工林が介在しているエリア。厳格に保存し、人工林部分のみ主伐可能時期（50 年生程度）以降に、森林の公益的機能に支障が生じないように間伐を繰り返し、天然林へと誘導する。

②核心地域（コア b）

温帯性針葉樹林の多くが人工林に転換されているエリア。天然林に誘導するために、コア a と同様の施業を行う。

③緩衝地域（バッファ）

核心地域の下流部に位置し、一部には温帯性針葉樹林が纏まって残るが、多くは人工林に転換されているエリア。天然林は、天然下種更新により現在の天然ヒノキなどの持続を図り、人工林は種の多様性を高めるような施業や木曽ヒノキとの代替可能性を見ながら伐期を定める施業など、画一性を排した長伐期施業を行う。

温帯性針葉樹林の保護・復元に向けた取組を行う区域及びゾーニング

核心地域 (コア a) : 厳格に保存する区域

核心地域 (コア b) : 天然林に誘導する区域

緩衝地域 (バッファ) : 核心地域に対する緩衝機能を有し、人工林は核心地域との遺伝的同質性を修復する区域

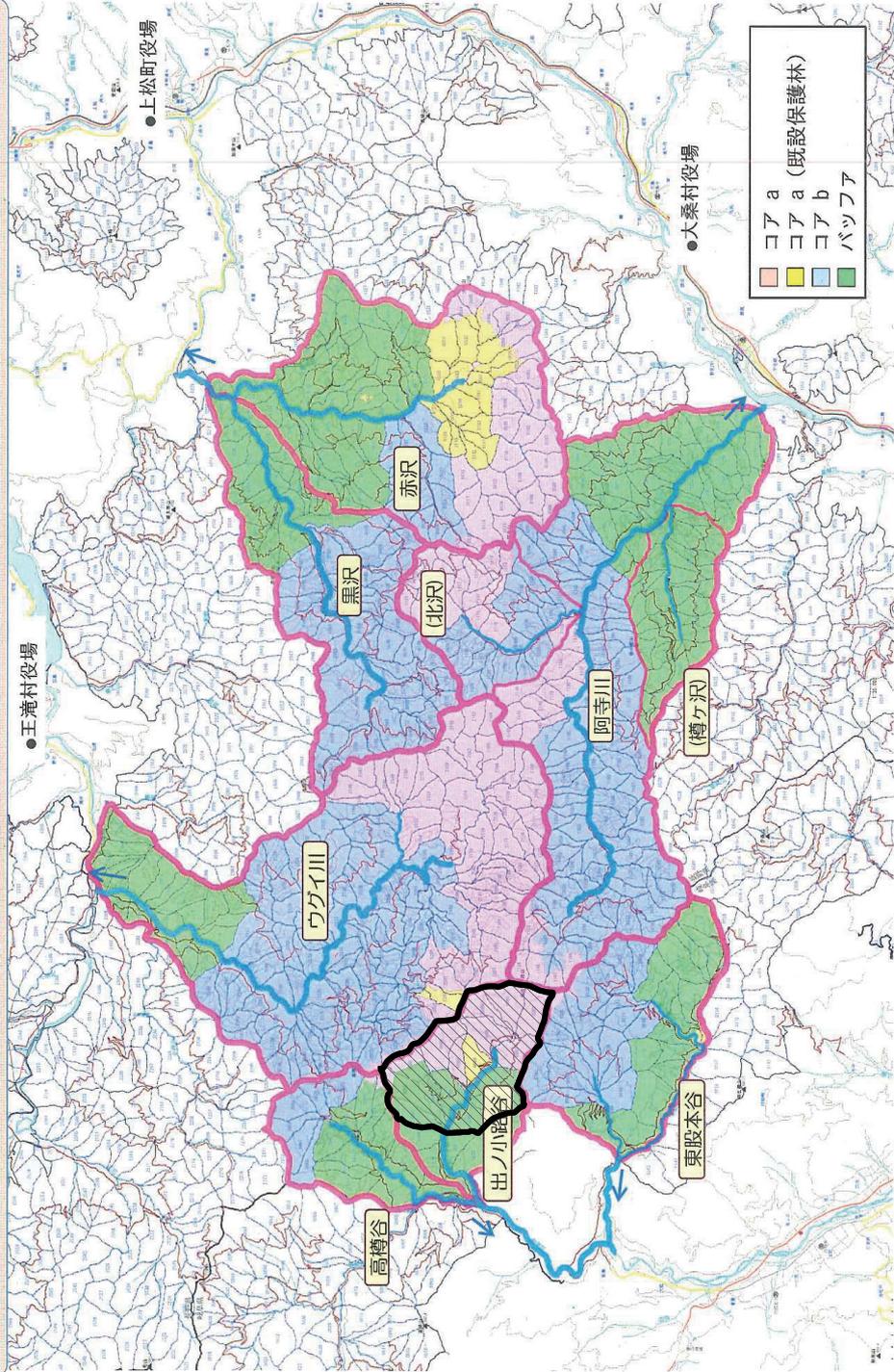


図 5.3-3 「木曾悠々の森」のエリア分け

III 「木曽ヒノキ備林」への意識

①聞きとり調査の結果

[文化財の森の典型例]

> 1700年に伐り尽くされた山が再生したのが出之小路山である。それが今、伊勢神宮の式年遷宮の御神木の故郷になっているということで、それがなかったら伊勢神宮の御神木の儀式っていうのは成立しないということ (A)

> 完全に木曽ヒノキ備林についてはもう別格な森なので、今もそうですし、で使える木材も本当、年に、1年に切り出せる量なんて100本にも満たないくらいしかでてないはず (B)

> 平成17年には伊勢神宮の第25回の御神木の伐採があった、平成30年には次回の遷宮の斧入れ式があった (E)

> 平成27年にですね、姫路城が平成の大改修があって、その時に広めたのが西の心柱が、木曽ヒノキ備林から出てますよってことを言えて、これだけ価値がある山が中津川市にある (E)

[課題点]

> その730haの出之小路山においても年間150m³しか出さないということにしている。ヒノキを150m³伐っちゃったらサワラがどんどん増え、席卷されてしまうということもあるので、昔の人はバランスをよく考えてサワラを間引きしてヒノキを育てるっていうことをやってたんですけど、そういった技術は今、森林管理署には無い (A)

> 人事異動でどんどん3年くらいで替わっていく中ではとても山を長期に見て考えるっていう方法はとれない (A)

②聞き取り調査のまとめ

「木曾ヒノキ備林」への意識として、「文化財の森の典型例」であると考えられていることがわかった。関係者は1700年頃から再生してきた森であり、歴史的建造物にも材を提供してきた実績を誇りとしている。また、「課題点」としてAから、伐り出し量の制限によってヒノキ以外の樹種を間伐することができなくなってしまう点や、管理責任者が3年毎に交代するため長期間の一貫した計画の保証が難しい点が挙げられた。

(2) 「裏木曾古事の森」

I 概要

大径材を育てる超長期の森づくりとして、平成 16 年（2004 年）に加子母の国有林内の 23.2ha が設定された（図 5.3-4）。

加子母に「古事の森」が設定された経緯は、立松和平（1947~2010）が取材のために加子母に訪れた際に、加子母優良材生産クラブの代表安江鐵臣氏が立松氏に文化財のための森づくりへの思いを語り、2 人が意気投合したことで計画が進み、また当時の東濃森林管理署の署長も積極的に働きかけたことで設定に至った。

現在、管理は裏木曾古事の森育成協議会が行っている。裏木曾古事の森育成協議会は前身として、付知峡自然休養林保護管理協議会という加子母村と付知町の村長、町長と木材関連産業関係者による観光や森林資源の売却のための協議会があった。付知峡自然休養林保護管理協議会は平成 17 年（2005 年）の中津川市との合併が行われる前には活動が困難になりつつあったため、裏木曾古事の森が設定されるにあたって裏木曾古事の森育成協議会へと転身することになった。そのため、森林組合や林業グループ、商工会が主なメンバーである。当初は、文化財のための森づくりの必要性を感じてもらうために、植樹や下草刈り等を地域住民とともに行っていたが、現在は施業を行う段階が過ぎたため、平成 29 年（2017 年）からは「木曾ヒノキ備林」と合わせて、本格的にガイドツアーを始めた。また、森林教室なども行い、教育の場としても用いられている。表 5.3-5 に平成 16 年～23 年、平成 25 年～28 年、平成 30 年～令和 1 年までの「裏木曾古事の森」での施業またはガイドツアーの活動を示す。平成 24 年・29 年の活動は活動報告書が手に入らなかったため除く。



図 5.3-4 「裏木曾古事の森」位置図

表 5.3-5 裏木曾古事の森での活動

西暦	月日	施業内容・ツアー内容
2004年	10月18日	裏木曾古事の森記念イベント
2005年	5月16日	補植、添木設置
	7月1日	林道刈払い
	7月29日	付知中学校課外授業（職場体験、下草刈り作業）
	11月21日	裏木曾古事の森及び付知峡自然休養林散策会
2006年	8月17日	裏木曾古事の森下刈り
	10月28日	紅葉の「裏木曾の森」散策ツアー
2007年	8月1日	自然休養林、裏木曾古事の森下刈り
2008年	7月1日	古事の森内の草刈り・保護ネット修理
	11月8日	紅葉の「裏木曾の森」で三十三観音を探そうツアー
2009年	7月1日	古事の森内の草刈り
	11月7日	紅葉の「裏木曾の森」で三十三観音を探そうツアー
2010年	7月1日	古事の森内の草刈り
2011年	11月5日	つけちハツラツウォーキング
	11月13日	三十三観音探索会
2013年	4月27日	草刈ボランティア作業
	5月30日	森林管理署内ゴミゼロ運動
2014年	4月21日	草刈ボランティア作業
	5月30日	森林管理署内ゴミゼロ運動
2015年	5月30日	森林管理署内ゴミゼロ運動
2016年	5月18日	岐阜県神社庁中津川支部御仙山視察研修案内
2018年	4月29日	ツアーガイド 研修会
	5月4日	ウォーキングガイドツアー
	5月22日	岐阜テレビ ツアーガイド取材
	6月1日	森林管理署内ゴミゼロ運動
	6月27日	ツアーガイド案内
	8月4日	ツアーガイド案内
	8月23日	ツアーガイド案内
	9月6日	ツアーガイド案内
	10月19日	ツアーガイド案内
	11月4日	ツアーガイド案内
	11月11日	ツアーガイド案内
2019年	5月30日	森林管理署内ゴミゼロ運動
	6月5日	ツアーガイド案内
	6月11日	ツアーガイド案内
	7月10日	ツアーガイド案内
	8月3日	ツアーガイド案内
	8月20日	ツアーガイド案内
	9月5日	ツアーガイド案内
	9月7日	ツアーガイド案内
	9月12日	ツアーガイド案内
	9月29日	ツアーガイド案内
	10月6日	ツアーガイド案内
	10月26日	ツアーガイド案内
	11月3日	ツアーガイド案内
11月10日	ツアーガイド案内	

II 現在の施業

平成 16 年（2004 年）に植樹後、平成 26 年まで下草刈りなどを行ってきたが、以降は次の施業段階に入るまで施業を行う必要がないため、現在は施業が行われていない。

Ⅲ 「裏木曾古事の森」への意識

①聞き取り調査の結果

[植林に使う苗]

> 植え方にはやっぱりこだわれないので、やっぱり普通の植林になってしまっている。普通に富士山の裾野から買ってきた直根切った苗を相変わらず植えている (A)

[認知度の低さ]

> ほとんど知らないですね。僕もここ数年でようやく気がついてきたことなんですけど、加子母の人が渡合っていう地区に行ったことがない人が結構いるんですよ。なんでこの古事の森は渡合に行く途中の道の両側にあるので本当に通るときに見えてくるんですけど、それすら見えてない (B)

> 場所柄、付知の中学生の方々が下草刈りをやるとか、運営を中心的にやっておられる方が別の林業グループの方なので付知の子たちなんかを下草刈り体験をそうさせる場所として使われていますね、加子母としてあそこで活動するっていうのは未だにない (C)

[目的意識の違い]

> すごく直結するっていう風には、当時も今も思っていない。根底にあるのは木材を使うっていうか循環していかないといけないので、加子母の木っていうのは良質な木材なんですよってことを広く知ってもらうために古事の森をやってる (E)

②聞き取り調査のまとめ

〔認知度の低さ〕という課題が多く挙げられた。道路状況によって加子母内にあるにも関わらず加子母からは行きづらく、付知町からの方が行きやすいということから、加子母としての活動はなく、付知の中学生たちが主に教育の場として使っていることなどが明らかになった。

(3) 「加子母の民間林」

I 概要

加子母の民間林は、明治 42 年（1909 年）に当時の村有林の約半分にあたる 2685ha を 1 区画千坪（約 0.3ha）として細分化し、村民に売り渡された。その後も大正 3 年（1914 年）に村有林 981ha が村民に貸付られ、昭和 23 年（1948 年）から昭和 38 年（1963 年）の間に村民に全て払い下げられた。このような他の地域に例を見ない施策によって、当時からほとんどの村民が小規模な森林を所有し、現在も全世帯の約 90% が所有している。多くの森林所有者は加子母森林組合に所属しているため、加子母の民間林のほとんどは森林組合の施業に基づいており、現在は長期育成循環施業が行われている。図 5.3-6 で位置を示す。



図 5.3-6 「加子母の民間林」位置図

II 現在の施業

拡大造林期の施業により、それ以前までの混交林はヒノキが主となる単純林になったが、短伐期で皆伐を繰り返す施業を見直し、平成6年（1994年）から森林組合は長期育成循環施業による4世代の「各筆複層林」を目指し始めた。その後、平成13年（2001年）に「美林萬世之不滅」という言葉を掲げ、本格的に長期育成循環施業を始めた。具体的には、林道沿いは経済林、山の頂上付近や林道から遠い森林は針広混交林に誘導し、水源林として整備するという基準の基で、一筆を千坪とし、その中で10年生、40年生、70年生、100年生、100年生以上の林相を作り上げることで各世代が山からの恩恵を受けることができるように、間伐などを行う（表5.3-7）。間伐に関しても、通常の細い木を伐って太い木を残す方式ではなく、それまで被圧を受けていた木を残すことで、次の間伐の際には年輪の詰まった高品質な木材になるように育てている。

表 5.3-7 長期育成循環施業の目標（試算）

林齢	1ha 当りの本数	1ha 当りの収益（30年毎）
0~10 年生	800 本	—
11~40 年生	400 本	—
41~70 年生	200 本	150 本 × 1.6 万円 = 240 万円
71~100 年生	50 本	45 本 × 8 万円 = 360 万円
100 年生	5 本	可能な限り残していく
計	1455 本	粗利益 600 万円

Ⅲ 「加子母の民間林」への意識

①聞き取り調査の結果

[究極的な目標]

> 400年後かいつになるかわからんけどそういった社寺、仏閣に使えるような太いのを伐って出せる (D)

[森林の管理体制]

> 自分で管理できる人が少なくなっている。そうでなくてそれを、地域の森林を守っていくのは森林組合でなきゃだめだ (D)

> 加子母森林組合の場合は「美林萬世之不滅」って言って大量生産の皆伐する方式はやめましょう、必要な時に必要なだけ伐って高く買ってもらいましょうっていうコンセプトで組合員に働きかけているので、市内に三つある森林組合の中ではちょっと大量生産大量なんとかっていうやり方を望んでいないので、組合員としていいと思う (E)

> 市民に近くやりくりしてくれるのは加子母の森林組合だけ (E)

[関心の再獲得]

> どの世代も山から伐って収益を上げることができるし、それでみんな山に関心を持って手入れをしてくれるだろう (D)

[経済林としての必要性]

> 奥山や勾配の緩いところは生産地、もちろん林道の近いところとか、そういったところは積極的に植林をして植えて育てていけばいい (A)

[成果の未実証]

>あの構造ができてから歴史がない。あそこ（山守内木家）は充分に実証実験を何百年とやってきている (B)

[新しい施業への印象]

>ちゃんと時間をかけて育てるってことをあの時代（尾張藩の山守の時）にやっていた、それを真似るのしかないなっていうことで「美林萬世」になっていったんじゃないかなっていう (B)

[名古屋城天守閣への高品位材の提供]

>天守閣の方へ全部で56本出した、1本100万円くらいで。

>参加してくれた人は、多い人は1000万 (D)

②聞き取り調査のまとめ

森林組合が経済林を成り立たせるだけでなく、[究極的な目標]として文化財に適した高品位ヒノキ材を生産することを目指している。しかし、この目標は明確に発信されておらず、多くの森林所有者や今回聞き取りを行った森づくり関係者に共有されていないことが明らかになった。また、[管理体制]として加子母森林組合が、他の森林組合とは違うと考えられていることがわかった。新しい施業法に関しては、経済林の施業法としては好意的に受け取られているが、文化財のための森づくりのための施業としては開始から日が浅く、成果が未だ出ていないことから今後の経過を見る必要があると考えられる。また、Dによると令和元年（2019年）には名古屋城の天守閣再建のために、小規模民間林から計56本の120年生前後の高品位材が伐り出された。この木材は、1本100万円程で取引され、最も伐り出した人は1000万円程の収入になったことが明らかになった。しかし、名古屋城へ材を提供したことは広報されたが、それがどれ程の収入になったかについては、詳細を知ることが一部の森林所有者と関係者しか知らないことも確認できた。

5.4 関係者の文化財のための森づくりへの意識

本節では、聞き取り調査で得られた、文化財のための森づくりに関する意識や意見を「加子母の特色」、「課題点」、「展望」に分類しまとめたものについて述べる（図 5.4-1）。また、加子母の民間林における「新たな施業法の可能性」として A、B、C が構想する施業法について述べる。

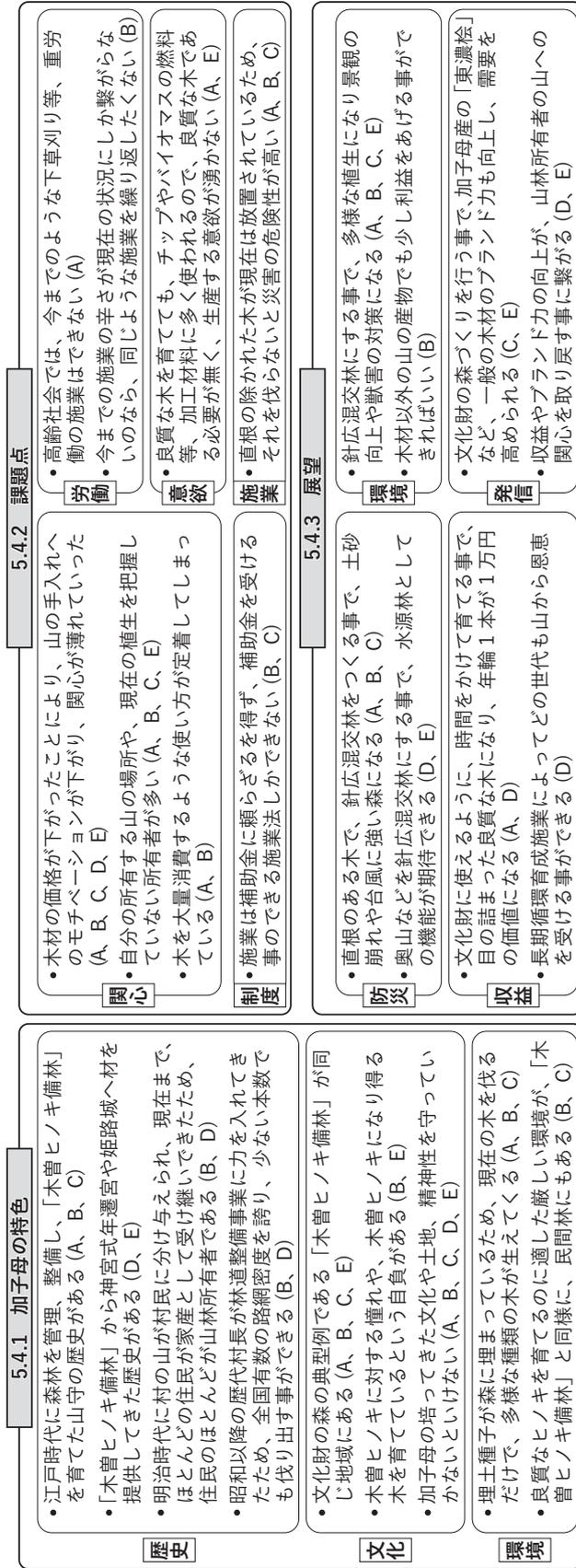


図 5.4-1 意識調査結果一覧

5.4.1 加子母の特色

(1) 歴史

[山守の施業法]

> 無謀じゃないかっていうことはないってことなんですね、実際に先人（山守）はやったんだからっていう、実証されてる (A)

> 内木家がやってた山造りに結局、戻らないといけないなっていう感じに最近なってきたなと思っていて (B)

> 実技っていうか、尾張藩が定めた森づくりの体験っていうのがあったわけで (C)

[「木曾ヒノキ備林」からの材の提供]

> 「神宮備林」から伊勢神宮とかへ材を出している (D)

> 姫路城が平成の大改修があって、その時に広めたのが西の心柱が、木曾ヒノキ備林から出ている (E)

[千坪割]

>千坪割りで村民が急に財産もらって、山に貯金するっていう形で嬉しくて、
一生懸命山仕事を (B)

>加子母は明治、大正で払下げした時の家産としてちゃんと育てていく、家の
宝として (D)

[歴代村長による林道整備]

>林道が非常に密に通っている (A-)

>加子母がずっとやってきた、道を作って少しでも搬出にお金がかからないよ
うにってことでやってきた (B)

(2) 文化

[「木曾ヒノキ備林」への誇り]

>そこに育った山の姿（「木曾ヒノキ備林」）を見ることができる (A)

>あれ（「木曾ヒノキ備林」）に対する憧れとかね、それが我が領土にあって、
しかもそれに携わった内木家もあって、それがすごい誇り (B)

>それ（「木曾ヒノキ備林」）がうちにあるんやよってというのが、誇り (C)

>平成 17 年には伊勢神宮の第 25 回の御神木の伐採があった、平成 30 年には
次回の遷宮の斧入れ式があった (E)

〔「木曾ヒノキ」と同じものを育ててるという自負〕

>俺らが育てているのは木曾ヒノキなんだと、なんか自負がある (B)

>柱を見せたいんやっていうところや、神社仏閣であったりってところの柱は、高温乾燥じゃなくって天然乾燥でピンク色でヒノキの香りがしてっていう (E)

〔文化の継承〕

>そういったもの（加子母の文化）の蓄積とか情報がある程度持ち続けるっていうためには必要 (A)

>地元で仕事を作っていくっていうか、作っていかないとそういった精神的なところも守っていけないな (B)

>加子母は加子母で守っていかないといけないという強い思いがある (C)

>昔は家産として、家の大事な木として育ててこの1本だけは伐らずに残して、将来、孫の代になったらという思いで残してくれてね。そういうのがちゃんと繋がってきて今残っている (D)

>文化として、まだまだそういう考え方のおじいちゃんたちが生きているので、それは通用するっていうか、まだ守ってくれる (E)

(3) 環境

[埋土種子]

> 今の木を伐ったら、勝手に生えてくる (A)

> もともと種はあるので、針葉樹を伐採すればその木ができてきて自然に昔の山に戻っていくと思う (B)

> 元々潜在的にヒノキが、伐れば普通に生えてくるっていう土地柄なので、そういう自然環境を活かしていくっていうのは加子母のスタイルとして適してる (C)

[厳しい環境]

> 山もガラガラやし、加子母の山は痩せてる (B)

> 地質的にも本当、全然その痩せているっていうか、ガラガラの、元々ガラガラの山なので、本当に育てるのにも、すくすくとは育たないっていうかね、逆に厳しい環境は整っている (C)

[混交林の中のヒノキ]

> ポツンと、広葉樹の山で本当にその間に残ったヒノキは木曾ヒノキに準じるくらいの、今の東濃ヒノキとはまた全然違うヒノキだったと思う (C)

(4) まとめ

「歴史」から、「木曾ヒノキ備林」への誇りを全員が持ち、A、B、Cは、「木曾ヒノキ備林」を育てた江戸時代尾張藩の山守が行っていた施業法を現代に応用可能だと考えていることがわかった。具体的な構想については本章5.4.4で述べる。一方でD、Eは「木曾ヒノキ備林」への誇りはあるものの、あくまで民間林とは別物であると考えている。「文化」からは、全員が加子母の文化や森づくりの精神を継承していくべきだと考えていることがわかった。また、加子母の森づくりの精神として、森づくりを行うことで国土を保全するという思いがあり、積極的に森づくりを行う加子母の森林所有者の中には加子母の山の稜線部付近を濃尾平野の治水目的のため木曾三川公社と契約を取り交わして、100年間の契約更新をした人もいる。「環境」からは、A、B、Cが「埋土種子」による天然更新が可能であると考えていることがわかった。また、B、Cは良質なヒノキを長時間かけて生育するのに、低い肥沃度、大きな気温差、岩場の多い山という加子母一帯の「厳しい環境」を生かせると考えている。「混交林の中のヒノキ」に関しては、加子母の最後の村長を務めた粥川眞策氏も著書¹で「優良材は混交林から生じる」と述べていることから、加子母の拡大造林前の混交林の中に点在していたヒノキが非常に質の良いヒノキであったことがわかった。

5.4.2 課題点

(1) 関心

[山や木材への関心の希薄化]

- >今モチベーションが下がりすぎちゃってて、山に関心がない
- >森林所有者に、その、これくらい森を育てようっていう気持ちがないっていうのと、育ててももう、全然利益がない
- >木曽ヒノキと東濃ヒノキの違いとか、人工と天然木の違いということすらもなかなか理解されない (A)

- >山の位置もわからない人が多い
- >やたら木も伐って、木だからいいやっていうようなイメージがどうも付いているような気がして (B)

- >どんなものでも木ならいいやっていう状態になって、安くなってっていう形に追い討ちをかけるようになってどんどん意識がなくなっていくっていうものがある (B、C)

- >自分の山に何が植っているかわからなくなっている (C)

- >今は、自分で管理できる人が少なくなっている (D)

- >自分のところの山がどこにあるかわからない、何が植わっているかわからない境目わからんって人が増えてきて、まあ90%そういう人なのでそういう人たちは、現代の施業方法で、皆伐して植えるか植えないかもわからないっていうそういう状態になっている (E)

(2) 労働

[高齢化社会での重労働]

> 高齢化社会では、下草刈りとかの重労働はできない (A)

> 大体手入れが終わって、さあと思ったらドンと落ちてしまって。またそれを伐って、炎天下の中で草刈りをするのかっていうのを考えたときに、もう嫌だ (B)

(3) 制度

[補助金による施業の制限]

> 民間では補助金使わないで、間伐できるかっていうとできない状態になっちゃっている (B)

> 補助金のしがらみっちゃうのは、あるというかね、どうしても無視できない (C)

(4) 意欲

[施業への意欲の低下]

> 今の子どもは森林教室なんかでも、何やっているかというのと、相変わらず、間伐体験とか下草刈り体験とかやっているわけですね。下草刈り体験とか最初にやらせると、林業なんかやりたくなくなっちゃうのは当たり前 (A)

[良質な木材の生産意欲の低下]

>安く手に入れて合板にしたり、チップにしたり、ましてや燃やすなんて、燃やしてエネルギーにしようなんて考え方もある (A)

>チップであったりバイオマスであったり、そういうところの単価が標準単価になってきちゃっているの、加子母の四方無地のヒノキを出しても、1万5千とか1万8千みたいな単価になっちゃってる (E)

(5) 施業

>現在は根っこ無い木なので、災害が起こりやすくなっていて、もうこれから多分全国でどんどん災害は起こると思う (A)

>ちょっと雨が降るとすぐに崩れてしまう根が張らない木になってしまった (B)

>元々はヒノキじゃなかったっていうか、きつとなかったところにヒノキを植えたからそういう風になっちゃったっていう、災害になりやすくなった (C)

(6) まとめ

「関心」について全員が森林所有者の「山や木材への関心の希薄化」を挙げている。「労働」ではA、Bは多大な労働を要する近代林業の継続は困難であると考えている。「制度」ではB、Cが補助金による施業方法の制限が課題であると考えている。「意欲」ではA、Eは良材がチップ等の原料に用いられる現状が変わらない限り、良材生産の意欲向上が望めないと考えている。「施業」ではAは江戸期の直根を保持する手法に比して、近代林業の直根を除いて地上部の短期促成を図る育苗方法では、高樹齢まで成長する確証が無いと考えている。またA、B、Cは直根が無い木の単純林は災害に弱いと考え、地域の安全性に不安を抱いている。

5.4.3 展望

(1) 防災

[直根による防災面の強化]

>直根のある植物をどんどん育てた方が災害は起きない (A)

>最近つくづく思うのは、哲朗君の言うように直根のある苗を作ってそいつを俺らが植えてくしかないのかなって、それで昔に戻していくしかないのかなって (B、C)

[多様な植生による防災面の強化]

>山の高い所傾斜が急なところは、道が入らないようなところは逆に経済林じゃなくて環境林にしようっていう方針で (D)

>災害防止の観点からも針広混交林がいい (E)

(2) 環境

[多様性による恩恵]

>木の実のなる植物とかそういった多様性を持った植生にすることで獣害の措置にもなる (A)

>僕らは裏山を安心した山、綺麗な山になるといいなとか、動物の降りてこん山になるといいな (B-)

>昔はいろんな木があったもんで、ヒノキだけじゃなくってね、クリやらケヤキやらも出せると。そういう山になればいい (C)

>奥山に手をかけても育たんし、もったいないから自然林にした方がいい (E)

[林産物の獲得]

>山の産物で利益をあげるっていう、大儲けはできないんだけど、そういう風に生きていければなって思う (B)

(3) 収益

[大径材による収益の改善]

>1本の年輪、節が1本ですね。その1本が大体1万円になるんですよ

>個人でその山(「木曾ヒノキ備林」のような山)を所有しているとすればですね、例えば1本が300万とか400万とすれば、大体3本伐ればかなりの所得の生活が保てる (A)

>1年1万円の価値になる木を育てていく (D)

[収益の各世代への分配]

>どの世代でも山から恩恵を受けることができる (D)

(4) 発信

[一般材の価値・需要の向上]

>思いの部分だったりとかそのヒノキを作るための周りの環境だとかそういったところがあるの東濃ヒノキっていう、ブランドの意味合いを (C)

>どの世代も山から伐って収益を上げることができるし、それでみんな山に関心を持って手入れをしてくれるだろうっていう (D)

[関心の向上]

>これだけ価値がある山が中津川市にあるんですよ、そこと同じところで育てるヒノキですよ、もうちょっと誇りを持って山の手入れをやりましょうよっていう感じ (E)

(5) まとめ

「防災」ではA、B、Cは直根のある木により、防災面が強化されると考えている。「環境」ではA、B、C、Eは多様な植生になることで、獣害の対策や林産品の利用、景観の向上などの恩恵も見込めると考えている。「収益」ではA、Dは歴史的建造物に用いられる材は生育に時間を要するが、いずれ十分な収益をもたらすと考えている。「発信」ではC、Eは文化財の森づくりを地域全体の取り組み目標として明示することで、加子母産「東濃桧」のブランド力の向上や需要の増大に繋がると考えている。またD、Eは収益やブランド力の向上が、地域世帯数の90%を占める小規模森林所有者の山への関心を高めることに繋がると考えている。

5.4.4 新たな施業の可能性

A、B、Cは、江戸期の施業を応用することで、文化財の森づくりが可能であると考えており、里山とその周辺を針広混交林、奥山や林道に近い場所を主要樹種をヒノキとする森林にすることを提案している。施業法は、直根の無い木を間伐で減らし、天然更新や直根のある苗の植林で林相を形成する。そしてその後の更新の大部分を自然に任せることで、高齢化社会においても施業の継続が可能であると考えている（図 5.4-2）。

このような自然による更新を用いた施業法は、1980年以降ドイツで主流となっており、実際に大径材の生産が行われている。ドイツでの林業の一般モデルは

輪伐期が100年以上で、主に天然更新による樹種混交の複層林を目指すことに加えて

- ・ 遺伝的に改良された植栽材料は使わない
- ・ 人工的な地ごしらえをしない
- ・ 林地改良のような特殊なケースを以外は施肥をしない
- ・ 除草剤は使わず、殺虫剤もたまにしか使わない
- ・ 森林内作業の高度な機械化はしない²

以上のことは、あくまでドイツでの施業法であることから気候や地形の違う日本にそのまま当てはまるわけではないが、山守による施業と非常に近く、山守の施業の応用による文化財のための森づくりに可能性を見出せる一つの要因である。ドイツではその後の木材の材料化により大径材の需要が大きく下がり、現在の課題とされているが、日本においては文化財の修復・再建という尽きることのない市場があることから十分に実行する意義があると考えられる。

現状

- ・直根の除かれた針葉樹に
よって構成された単純林

間伐・植林後

- ・直根のある広葉樹・針葉
樹に転換していく

最終的な姿

- ・直根のある針葉樹・広葉樹が
バランスよくある針広混交林

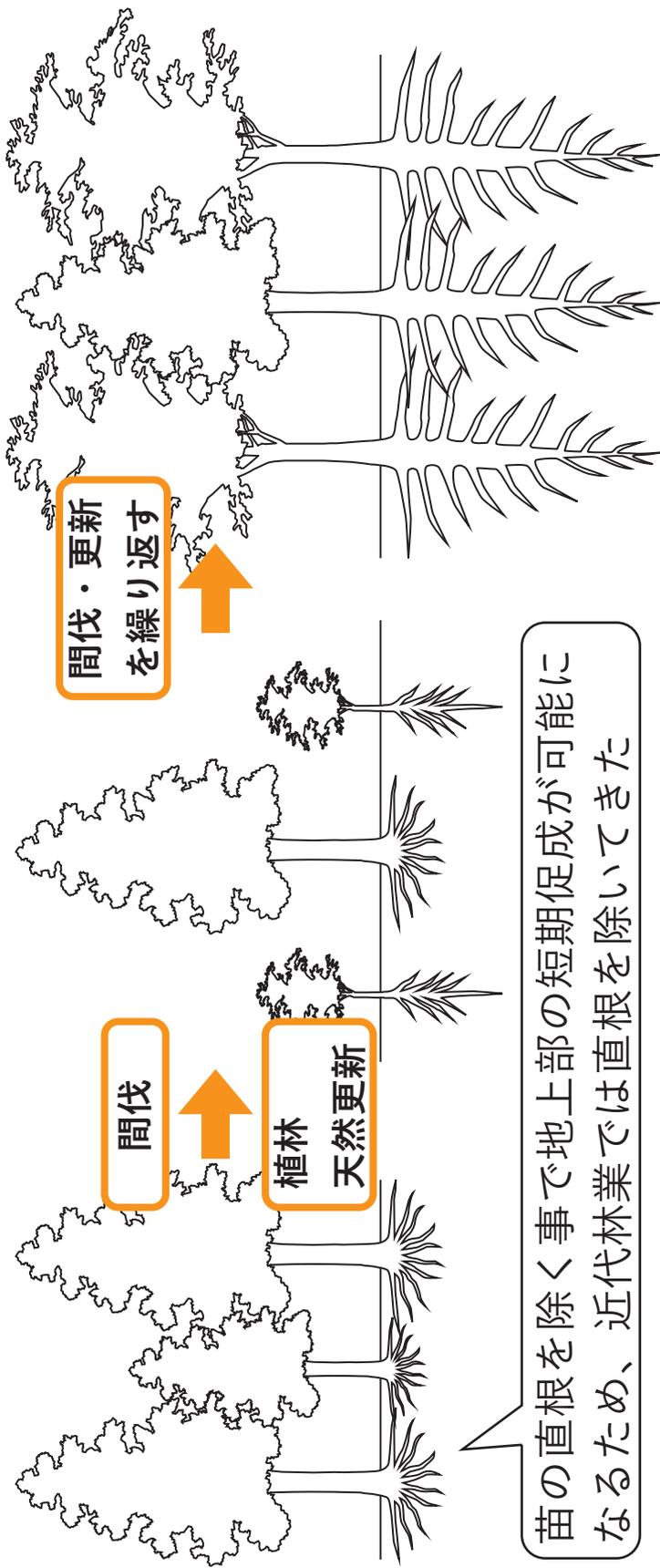


図 5.4-2 新たな施業法の可能性

5.5 小結

「木曾ヒノキ備林」だけでなく、民間林も良質なヒノキを生育できる地理的・地質的環境にあると地域の有識者が認識していることが確認できた。よって江戸期の施業法の応用により、少ない労働力で災害に強い文化財の森づくりができると関係者は考えている。さらに、名古屋城に材を提供した際の詳細を知る人々は、文化財の森づくりによって十分な収入になり得る事を実感し、今後の森づくりの活路として文化財の森づくりを見出している。一方で、多くの小規模森林所有者にとって文化財の森づくりが選択肢となり得ていない原因として、関係者による民間林の環境・新たな施業法・展望、その他の実績などについての発信が、未だ十分でないことが考えられる。

第5章註

1. 粥川眞策『元村長の炉端談義 東濃・加子母の山里から』（文藝春秋 2016）278.
2. 熊崎実「自然に近い林業のゆくえ」『山林 No.1636』（大日本森林会 2020）34-40.

第 6 章 結論

6.1 総括

近年、全国で文化財の森づくりが行われるようになったが、それぞれが課題を抱えているため、文化財のための森づくりの必要性は依然高いことが明らかになった。その状況で、加子母に文化財のための森づくりを行うことに恵まれた環境があり、また森づくり関係者たちがそれぞれに展望を持ち、中には新たな施業法を構想している人がいることが確認できた。しかし、加子母の多くの森林所有者に、文化財のための森づくりに希望を見出せるほどの情報が発信されておらず、森づくり関係者と森林所有者間での意識の共有が不十分であることがわかった。

6.2 今後の展望

関係者から森林所有者へ情報発信を行い意識を共有することで、文化財の森づくりを民間林においても実現できると考えられる。文化財のための大径木の供給が逼迫する中、加子母のような環境に恵まれた地域での文化財の森づくり推進の社会的意義は大きい。関係者、森林所有者の双方が一体となることで文化財の森づくりが、加子母における森づくりの現状を変える新たな選択肢の一つとなり得る展望が得られた。

謝辭

謝辞

本研究を進めるにあたり、最初の研究テーマの設定から、進みの悪い僕のために、終盤にはサポートチームの設立までして頂いた藤岡伸子先生には、感謝の気持ちでいっぱいです。もともと林業などの木材に関することに興味を抱いてはいましたが、それが研究としてできるのかも分からずどういう風に進めたらいいのか分からなかった中、先生に文化財のための森づくりという一つの道筋をつけて頂き、加子母という素晴らしい環境での研究活動ができたことはとてもありがたく、また楽しかったです。他の B4 以上にご迷惑をおかけしてしまい、梗概提出前には僕のせいで休日出勤までさせてしまい、申し訳なさもいっぱいですがとても楽しい研究活動が送れ、本当に感謝してもしきれないです。

また調査においては、コロナによってなかなか加子母に行けなかったのですがその分、一回一回で深くお話をさせて頂いた加子母の皆さんにとっても感謝しています。初めてお話を聞かせて頂いた哲朗さんには、先生や先輩たちに置いて行かれた後も、優しくお話をさせて頂き、その後の聞き取り調査に苦を感じることなく調査を進めることができたこと、とても感謝しています。また、木曾ヒノキ備林や古事の森の案内をして頂いたことも忘れられません。生まれて初めてあんなに立派な森の中を歩き、感動したとともにあんな森を育てて来た代々の山守の方や、加子母の方達に尊敬の念を感じました。そして満広さんには、聞き取り以外でも、先輩たちの研究活動について行く僕にも気軽に声をかけて頂いたりしてとても嬉しかったです。その他の聞き取りをさせて頂いた方達や、一緒に作業をした方達もみなさんいい方達ばかりで、本当に加子母という地域の良さが加子母の人たちに出ているんだなと思いました。

研究室生活では、コロナの中であったにも関わらずみんなと仲良くでき、とても楽しかったです。加藤さんには、研究室の中だけでなく、みなとでもいろいろ助けて頂きありがとうございます。最後の方では三奈さんの論文を見ながら僕の論文まで見て頂いて、すみませんでした。加藤さんが優しく見てくれたおかげでなんとか折れずに、書くことができたと思います。君島さんには、

POLUS の時から楽しく絡まれ続け、藤岡研に早く馴染めたのは君島さんのおかげだと思います。君島さんにも最後の方は追い立て役をやらせる羽目になってしまい申し訳ないです。篤也さんは、最初怖い人かなと思っていましたが全然そんなことはなく、陽気な篤也さんを見ることができてよかったです。卒業までの間にまだまだ Adobe 神のお力を借りることになるかもしれませんが、よろしくお願いします。とりっぴーさんは、加子母に行くときはとても頼りにさせて頂き、普段の研究室ではいじられている姿を楽しく見ていました。研究室の明るい雰囲気は、君島さんととりっぴーさんのおかげだったと思います。なほさんには、最初論文を見て頂いていたのに、僕がちゃんと進められてなかったせいで担当を交代してもらうことになってすみませんでした。最後まで見て頂けなくて申し訳ないです。あづみさんは、最初から研究室全体を引っ張ってってもらい、とても頼りになる先輩でした。終盤にはサポートチームに入ってもらうことにまできてしまい、すみませんでした。来年の加茂研でもよろしくお願いします。B4 は最初このメンバーに馴染めるか不安だったけど、みんなと仲良くできとてもよかったです。三奈さんには、ずっとみんなの前を走ってもらい、後からついて行く僕らの大きな助けになり、ありがとうございました。あとと思った以上によく喋るということがわかってよかったです。最後には論文を手伝わせてしまいすみませんでした。えりは、三奈さん以外にも論文を早く進めている人がいることで、いい意味で焦ることになりました。きーちゃん、論文の進みが遅い仲間かなと思っていただけ、早々に裏切られてショックでした。いつも表情をコロコロ変えて明るく過ごしていて楽しそうだなと思っていました。

藤岡研で過ごし 1 年間はとても楽しく、まだまだ藤岡研でいたいという気持ちがずっと続くとおもいます。本当にありがとうございました。

2020 年 12 月 9 日

金子 真大

参考文献

1. 青木繁夫「文化財の保存と修復」『木材保存 vol.44-1』（日本木材保存協会 2018）
2. 安藤直彦「中山間地域における小規模林家の存立条件」（京都大学大学院 2010）
3. 尾谷雅彦「地域における文化財修理用資材確保の意義：大阪府河内長野市を例に」『月刊文化財 No.638』（第一法規 2016）
4. 小原二郎「日本人と木の文化」（朝日新聞社 1984）
5. 加子母森林組合「地域林業の概要－東濃松の原産地・加子母－」（加子母森林組合 2014）
6. 加子母森林組合「東濃松誕生に関わる調査報告書」（加子母森林組合 2007）
7. 加子母村文化財保護委員会「加子母の歴史と伝承」（加子母村教育委員会 1983）
8. 粥川眞策『元村長の炉端談義 東濃・加子母の山里から』（文藝春秋 2016）
9. 九州森林管理局沖縄森林管理署「木の文化を支える森づくり活動『首里城古事の森』について～第2報～」（九州森林管理局沖縄森林管理署 2017）
10. 熊崎実「自然に近い林業のゆくえ」『山林 No.1636』（大日本森林会 2020）
11. 熊澤和之「大前、小前の争い－その後の村行政と人心の基をなす教訓」『加子母老連結成五十周年記念誌 ふれあい』（加子母老人クラブ連合会 2014）
12. 佐藤樹里、山本博一、巽登志夫「木造建造物文化財における台湾檜利用に関する研究」『日本森林学会関東森林研究 No.59』（日本森林学会関東支部 2018）
13. 四手井綱英『日本の森林』（中央公論新社 1974）
14. 下村彰男「地域資源としての森林風景」『山林 No.1633』（大日本森林会 2020）
15. 大日本山林会『森林組合の「地域組織」を活用した地域森林管理の実

- 態と課題』(大日本山林会 2020)
16. 大日本山林会『山林 No.1455』(大日本森林会 2005)
 17. 大日本山林会『森林組合の「地域組織」を活用した地域森林管理の実態と課題』(大日本山林会 2020)
 18. 大日本山林会『山林 No.1638』(大日本森林会 2020)
 19. タットマン, コンラッド、熊崎実『日本人はどのように森をつくってきたのか』(築地書館 1998)
 20. 立松和平『古事の森－樹齢四百年の巨木を育てる』(かんき出版 2002)
 21. 田中敦夫『森林異変－日本の林業に未来はあるか』(平凡社 2011)
 22. 徳川林政史研究所『江戸時代の森林と地域社会』(徳川林政史研究所 2018)
 23. 徳川林政史研究所『徳川の歴史再発見 森林の江戸学』(東京堂出版 2012)
 24. 中川護『よみがえれ、ふるさとの森林』(文芸社 2014)
 25. 西岡常一、小原二郎「法隆寺を支えた木 [改版]」(NHK 出版 2019)
 26. 西岡常一「木に学べ－法隆寺・薬師寺の美－」(株式会社小学館 2003)
 27. 速水享「建築と森林への責任」『建築雑誌 vol.133No.1716』(日本建築学会 2018)
 28. 速水享「鼎談 長伐期施業への挑戦」『私の山に「文化財の森」を』(文化遺産を未来につなぐ森づくりの為の有識者会議 2015.11.8)
 29. 速水享「日本の林業経営と大径木の確保」『月刊文化財 No.638』(第一法規 2016)
 30. 文化遺産を未来につなぐ森づくりの為の有識者会議『私の山に『文化財の森』を』(文化遺産を未来につなぐ森づくりの為の有識者会議 2015.11.8)
 31. 三浦正幸「天守閣の木造建替ラッシュに備えるーコンクリート造復興天守閣の耐用年限を迎えて」『森林技術 No.851』(日本森林技術協会 2013)
 32. 山下直子「地域の森林資源と文化を未来へ繋ぐ」『山林 No.1634』(大日

- 本森林会 2020)
33. 80周年記念誌編集委員会『加子母森林組合80周年記念誌』(加子母森林組合 2008)